

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 [改定版]

(案)

令和 年 月

鳥 栖 市

目次

第1章 計画策定の趣旨

第1節 計画策定のねらい.....	2
第2節 計画期間.....	2
第3節 計画対象廃棄物.....	4
第4節 計画の進行管理.....	5

第2章 地域特性

第1節 自然環境.....	7
第2節 社会環境.....	11
第3節 都市環境.....	14
第4節 総合計画.....	16

第3章 ごみ処理の基本的な方針と目標

第1節 廃棄物処理の現状と課題.....	18
第2節 ごみ処理の目標.....	37
第3節 施策の体系.....	47
第4節 排出抑制計画.....	48
第5節 再資源化計画.....	51
第6節 ごみ処理計画.....	52
第7節 ごみ処理施設整備.....	55
第8節 その他.....	56

第1章 計画策定の趣旨

第1節 計画策定のねらい

一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第6条の規定により、市町村の法定計画として位置づけられている。国における廃棄物・リサイクル行政においても、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会から循環型社会への転換を図るため、法整備や施策を積極的に進めている。

鳥栖市（以下「本市」という。）では、平成28年3月に一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（以下「既定計画」という。）を策定しており、循環型社会の構築に向けたごみ処理行政を推進するための施策に取り組んでいるところである。

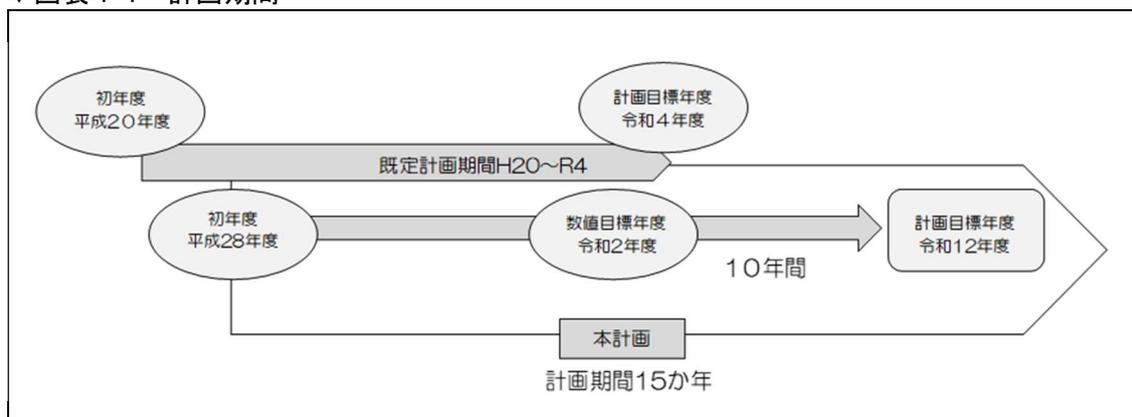
既定計画策定以降、本市では人口の増加や産業活動が活発化しており、ごみ排出量が大きく変動していることや、本市のごみを処理している組合（※）のごみ処理施設は、更新を検討する時期となっていること等の社会的情勢の変動を踏まえて、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（以下「本計画」という。）の見直しを行い、今後10年間のごみ処理の目標を定めると同時に、目標達成に向けた住民・事業者の具体的な取組、さらに行政の施策を明らかにした。

※（既存）鳥栖・三養基西部環境施設組合、（将来）佐賀県東部環境施設組合を以下「組合」という。

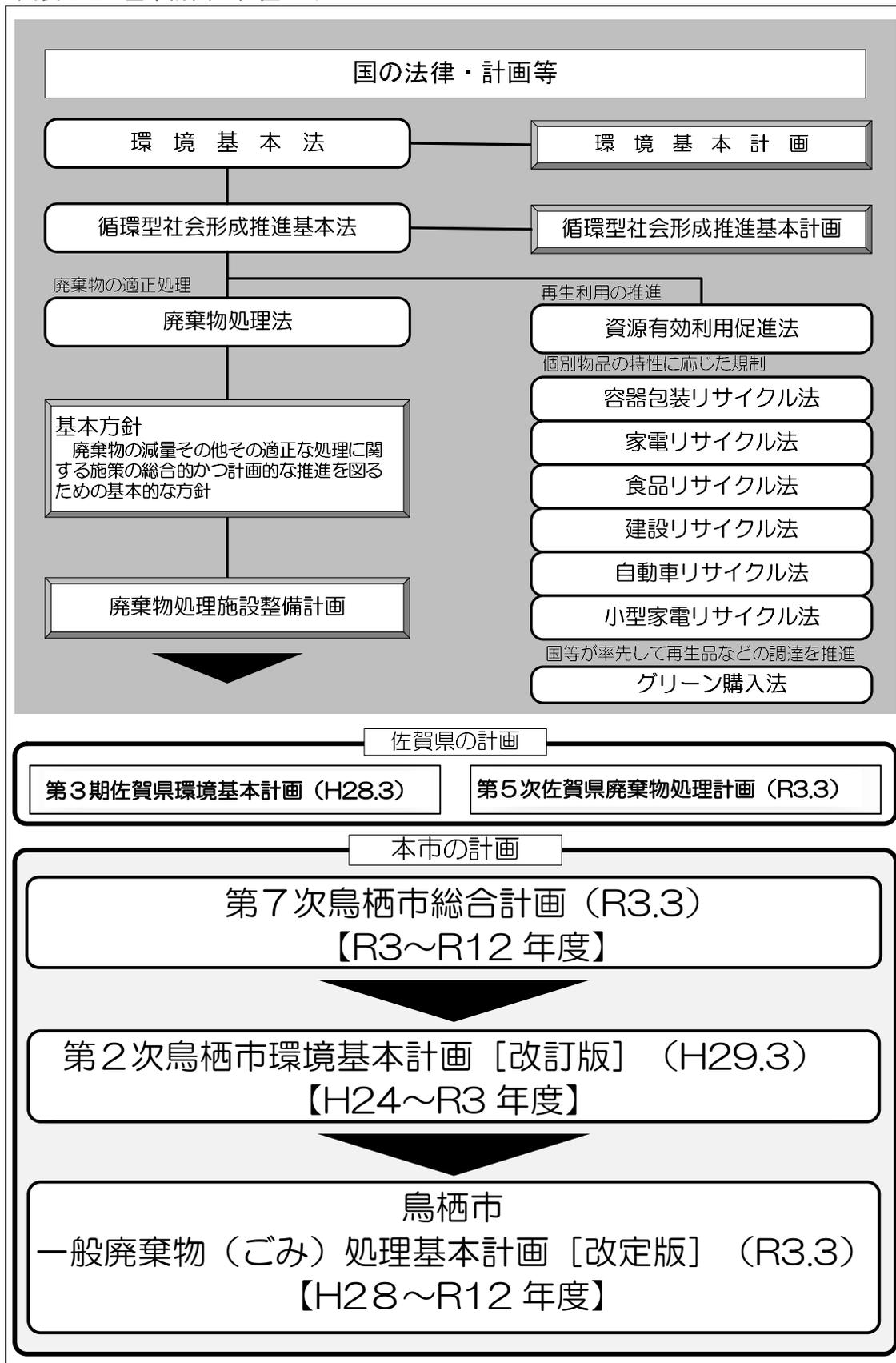
第2節 計画期間

現行計画は、平成28年度から令和12年度の15年間を計画期間としている。今回、計画期間の5年目にあたる令和2年度に見直しを行い、以降の計画期間は令和3年度から令和12年度までの10年間とする。なお、本計画は、概ね5年または計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合に見直しを行う。

▼図表 1-1 計画期間



▼図表 1-2 基本計画の位置づけ

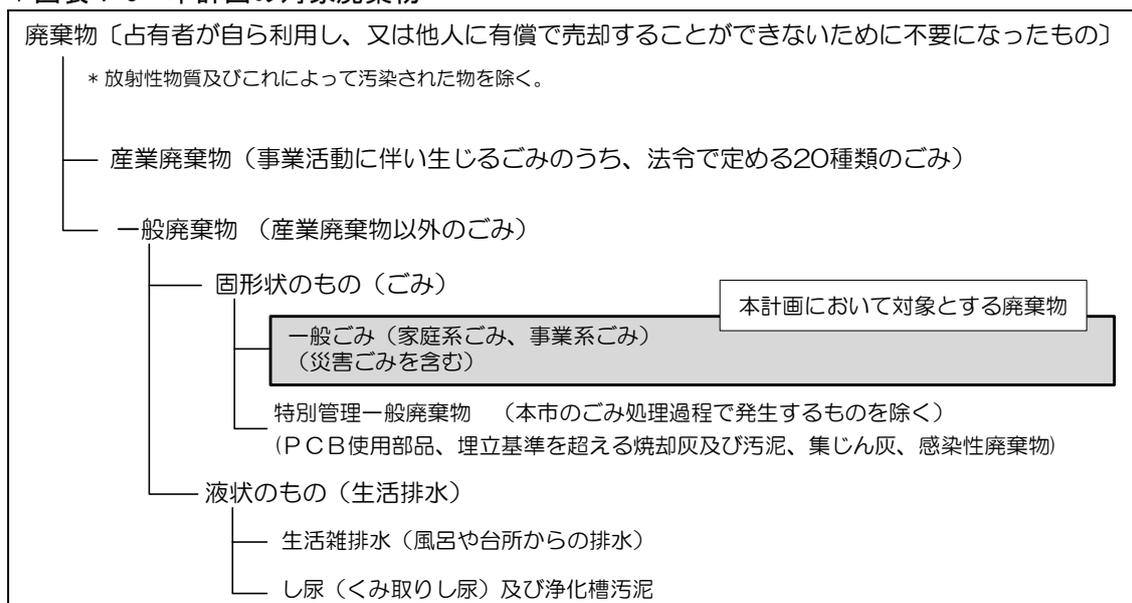


第3節 計画対象廃棄物

本計画の対象廃棄物は、図表 1-3 に示すとおり一般廃棄物とする。本計画では、固形状の一般廃棄物を「ごみ」とし、液状の一般廃棄物を「生活排水」とする。

なお、本市及び組合で処理・処分が困難な廃棄物や各種リサイクル法に基づいた処理・処分を求められる廃棄物については、図表 1-4 に示す取り扱いとする。

▼図表 1-3 本計画の対象廃棄物



▼図表 1-4 処理困難物等に関する取り扱い

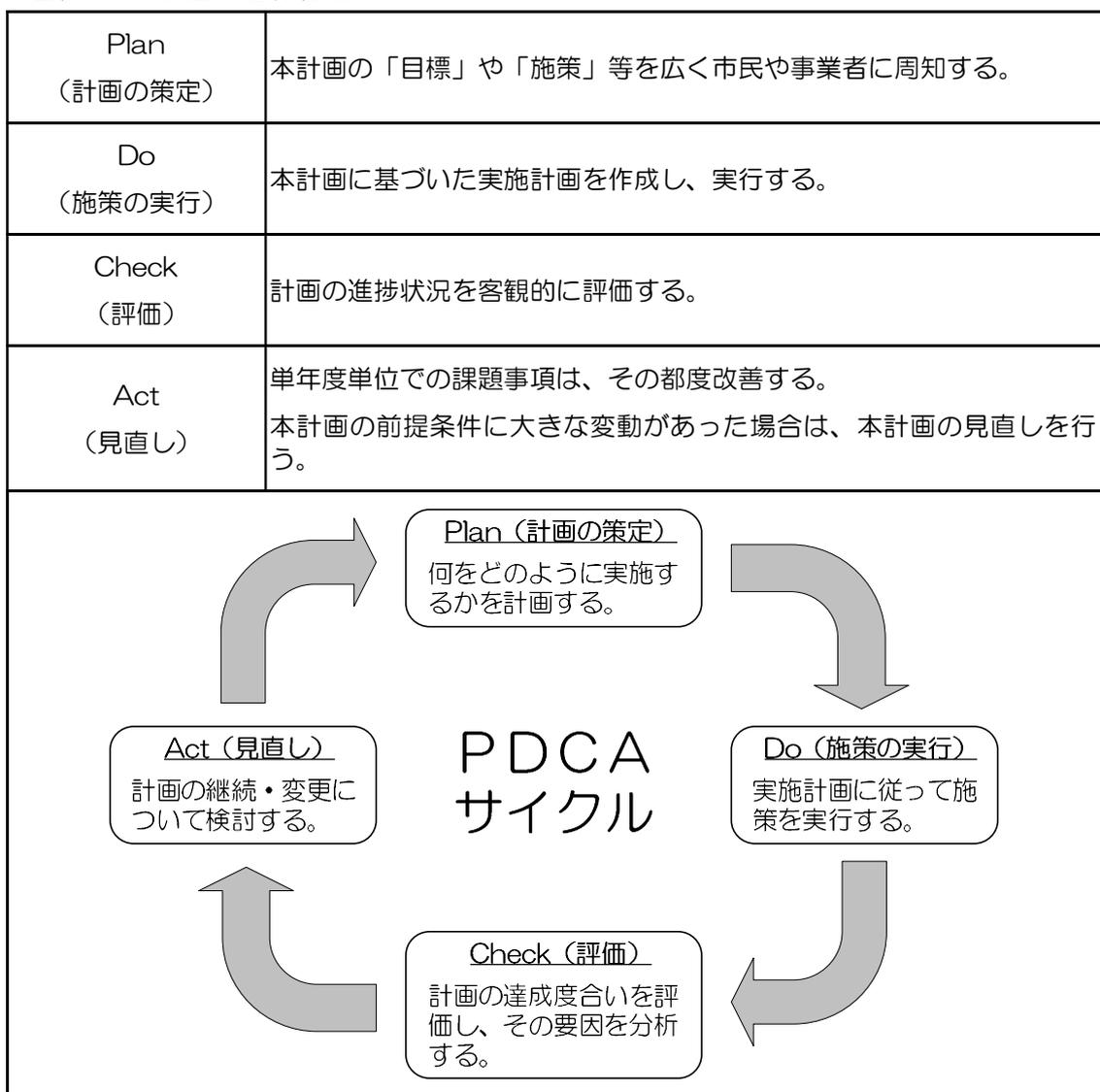
項目	処理・処分先
家電リサイクル法 適用物	エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機については、次のいずれかの方法により処分する。 ・家電販売店、収集運搬業者に「リサイクル料金」と「回収運搬料金」を支払い、引き取りを依頼する。 ・郵便局で「リサイクル料金」を支払い、指定引取場所に直接持ち込む。
小型家電 パソコン等	・「金物ごみ」として、町区の指定場所又は衛生処理場資源物広場へ出す。（パソコンを除く） ・鳥栖・三養基西部リサイクルプラザに直接持ち込む。 ・戸別回収を実施しているリサイクル事業者へ申し込み、小型家電等をダンボールに詰めて、指定宅配業者に回収をしてもらう。 ・メーカーに回収を依頼するか、「一般社団法人パソコン3R推進協会」へ問い合わせる。（小型家電を除く）
建具、畳等	鳥栖・三養基西部リサイクルプラザに直接持ち込む（搬入量の制限有）
処理困難物	以下に示す品目については、販売店等への問い合わせること。 洗面台、石・砂・泥・灰、エンジンオイル等、灯油・ガソリン等、スクーター・バイク、自動車の部品（座席シート、タイヤ、バンパー、バッテリー等）、消火器、建設廃材（瓦、シート、ブロック等）、塗料等

第4節 計画の進行管理

本計画では、Plan（計画の策定）、Do（施策の実行）、Check（評価）、Act（見直し）を行うPDCAサイクルの概念を導入し、計画の進行管理を行うものとする。

計画の進行管理の内容は、図表1-5に示すとおりとする。

▼図表1-5 計画の進行管理



第2章 地域特性

第1節 自然環境

1 位置

本市は佐賀県の東部に位置し、北部は基山町、南部は福岡県久留米市に接している。
本市の面積は、71.72km²である。

▼図表 2-1 位置



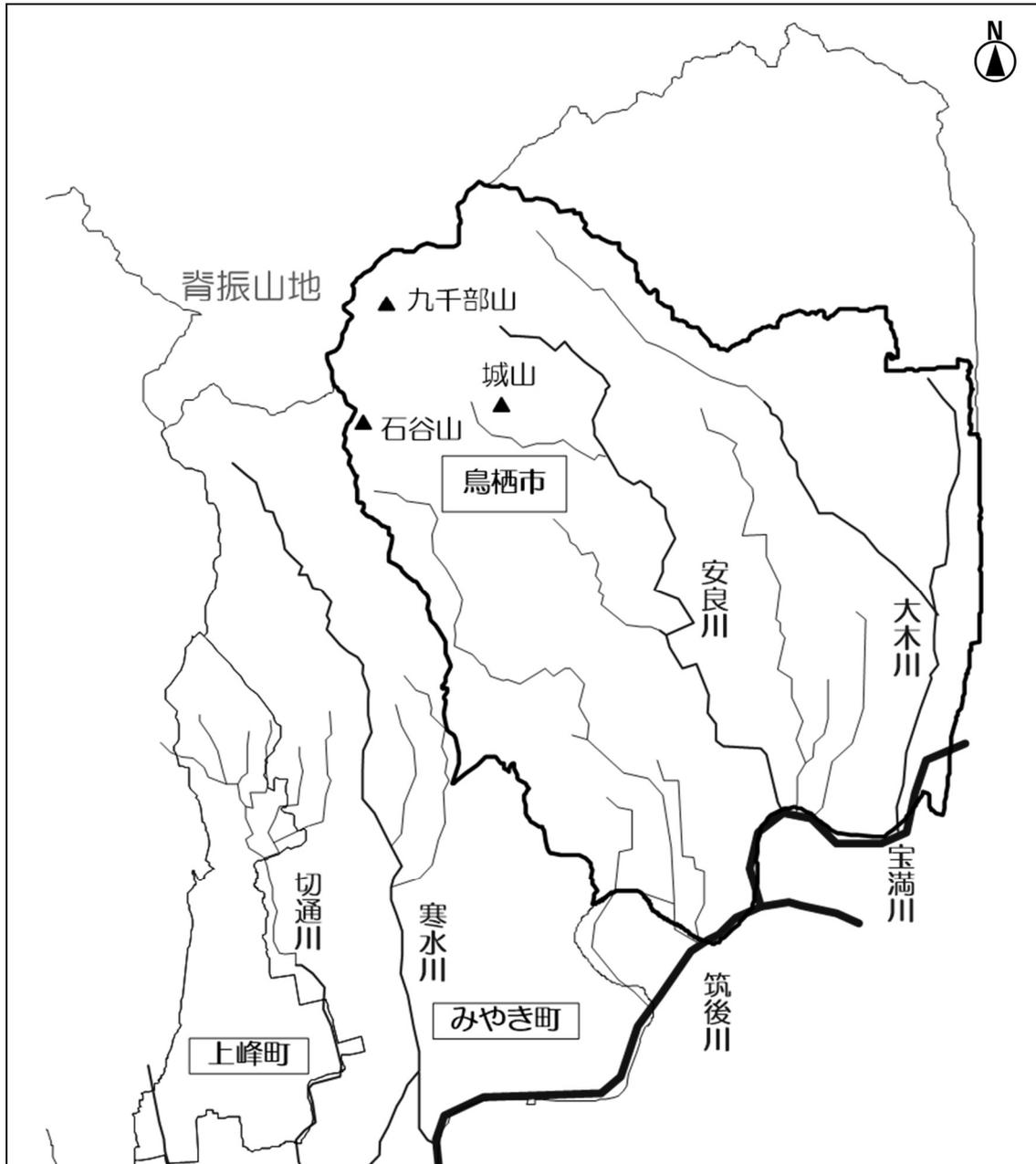
資料：国土交通省「全国都道府県市区町村別面積調」（令和2年1月）

2 地勢

本市は、筑紫平野（佐賀平野）に位置し、南東部の低地は水田に利用され、北西部は脊振山地の東部の九千部山（848m）、石谷山（754m）、城山（501m）が連なっており、その中心に市街地がある。

また、南部には1級河川である筑後川が流れており、水田、飲用水、工業用水等の水資源として利用されている。なお、主要河川は以下のとおりである。

▼図表 2-2 地勢



3 気候

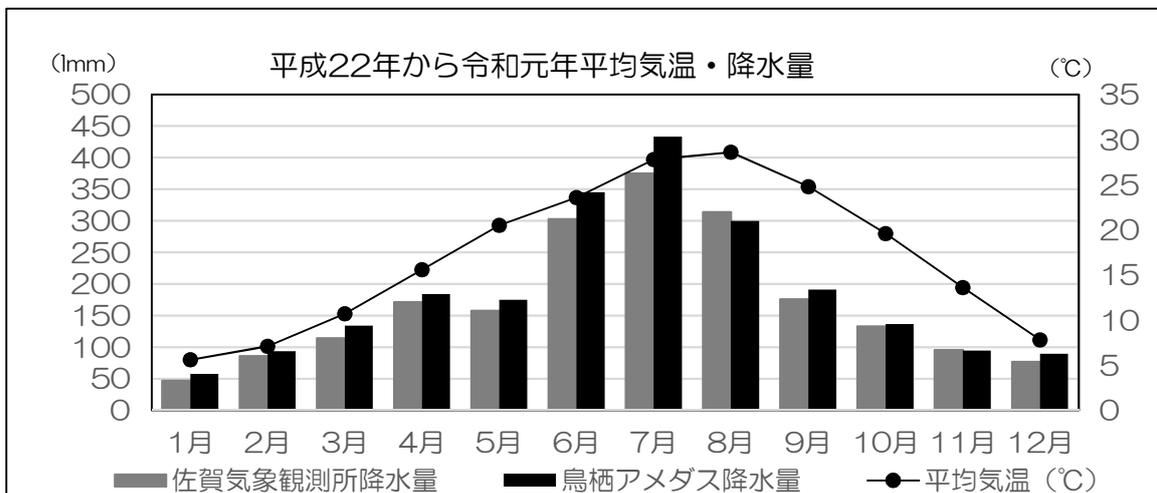
本市では気象観測所として鳥栖アメダスがあるものの、降水量のみの観測所であることから、本市に最も近い佐賀地域気象観測所のデータも参考として示した。

年間を通した平均気温は 17.1℃と比較的温暖であるが、冬には降雪が観測されることもある。平均降水量は 2,046.9mm（鳥栖アメダス：2,230.7mm）と比較的雨が深い気候である。

▼図表 2-3 降水量及び平均気温

	佐賀気象観測所		鳥栖アメダス	
	平均気温 (°C)	降水量 (mm)	降水量 (mm)	
H22年	17.0	1,941.0	2,119.5	
H23年	16.6	2,005.5	2,267.0	
H24年	16.5	1,999.0	2,285.0	
H25年	17.1	2,012.0	2,276.0	
H26年	16.7	2,252.5	2,246.5	
H27年	17.1	2,083.0	2,126.0	
H28年	17.9	2,586.0	2,715.5	
H29年	17.0	1,634.5	1,826.0	
H30年	17.4	1,877.0	2,186.5	
R元年	17.7	2,078.5	2,259.0	
H22～R元年平均値	17.1	2,046.9	2,228.9	
H22年～R元年 月平均値	1月	5.6	47.0	57.3
	2月	7.1	85.7	93.4
	3月	10.7	114.1	133.7
	4月	15.6	171.4	183.6
	5月	20.5	157.6	174.9
	6月	23.6	302.4	345.0
	7月	27.8	374.9	432.8
	8月	28.6	313.6	299.3
	9月	24.8	175.8	191.1
	10月	19.6	132.7	136.3
	11月	13.6	95.3	94.2
	12月	7.8	76.6	89.5

注：鳥栖アメダス観測は平成22年3月4日より開始。



資料：気象庁「気象観測データ」

第2節 社会環境

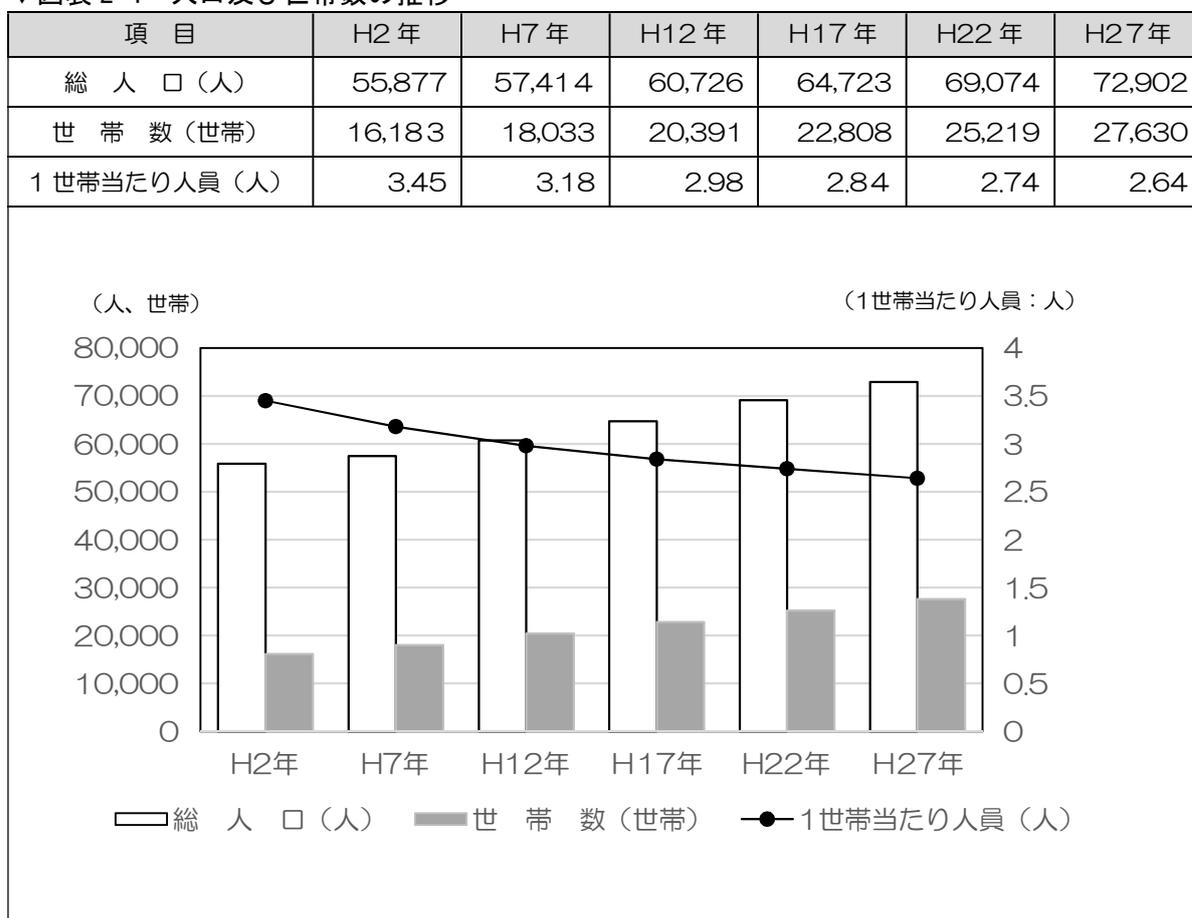
1 人口及び世帯数

本市の人口は増加傾向にあり、平成2年に55,877人であった人口が、平成27年には72,902人まで増加している。

同様に、世帯数は、平成2年の16,183世帯と比べ、平成27年では27,630世帯と増加しており、1世帯当たり人員は、平成2年の3.45人から平成27年には2.64人に減少している。

このことから、核家族化の進行や単身世帯が増加しているものと推測される。

▼図表 2-4 人口及び世帯数の推移



資料：総務省「国勢調査」

2 産業

本市の産業別就業者割合は、第3次産業の割合が69.4%と最も高く、次いで第2次産業の23.0%、第1次産業の1.9%である。大分類別では、製造業（17.3%）卸売業、小売業（15.1%）が高い割合を示している。

▼図表 2-5 産業別就業人口の推移（平成27年）

（単位：人，％）

項目	就業者数	人	割合
総数		34,761	100.0
第1次産業		665	1.9
農業		653	1.9
林業・狩猟業		8	0.0
漁業・水産養殖業		4	0.0
第2次産業		7,981	23.0
鉱業		6	0.0
建設業		1,945	5.6
製造業		6,030	17.3
第3次産業		24,127	69.4
卸売業・小売業		5,241	15.1
金融・保険業		650	1.9
不動産業		430	1.2
運輸・通信業		3,935	11.3
電気・ガス・水道・熱供給業		229	0.7
サービス業		12,057	34.7
公務		1,585	4.6
分類不能の産業		1,988	5.7

資料：総務省「国勢調査」（平成27年）

3 観光

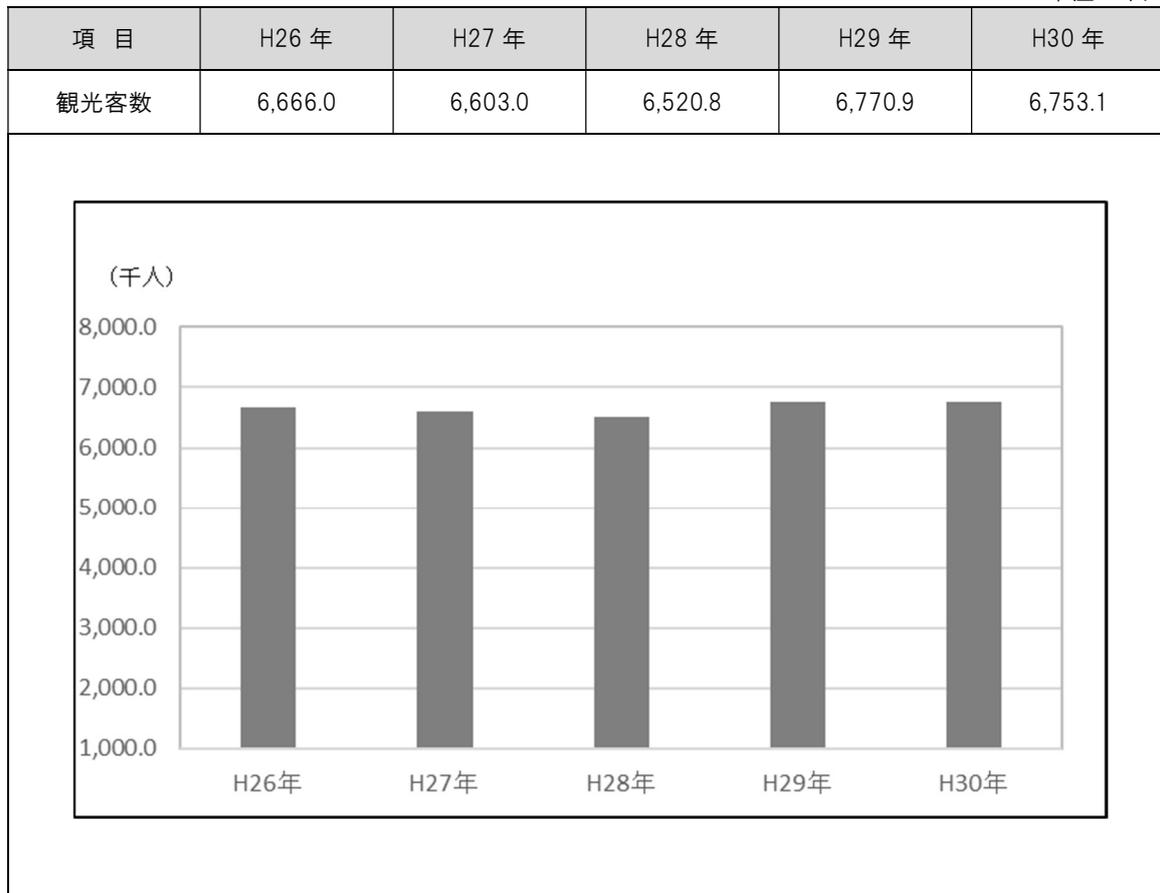
本市では、サガン鳥栖や久光スプリングスといった本市をホームタウンとするプロスポーツチームがあるほか、鳥栖プレミアム・アウトレット等の商業施設を中心に多くの観光客が訪れている。

また、国史跡に指定されている勝尾城筑紫氏遺跡や日本四大売薬の一つとして栄えた田代配置売薬を後世に伝える中富記念くすり博物館等、この土地の歴史にふれることができる観光施設もある。

本市における主な観光地を訪れた観光客数は、横ばいで推移している。

▼図表 2-6 年度別観光客数

単位：千人



資料：佐賀県「佐賀県観光客動態調査」

第3節 都市環境

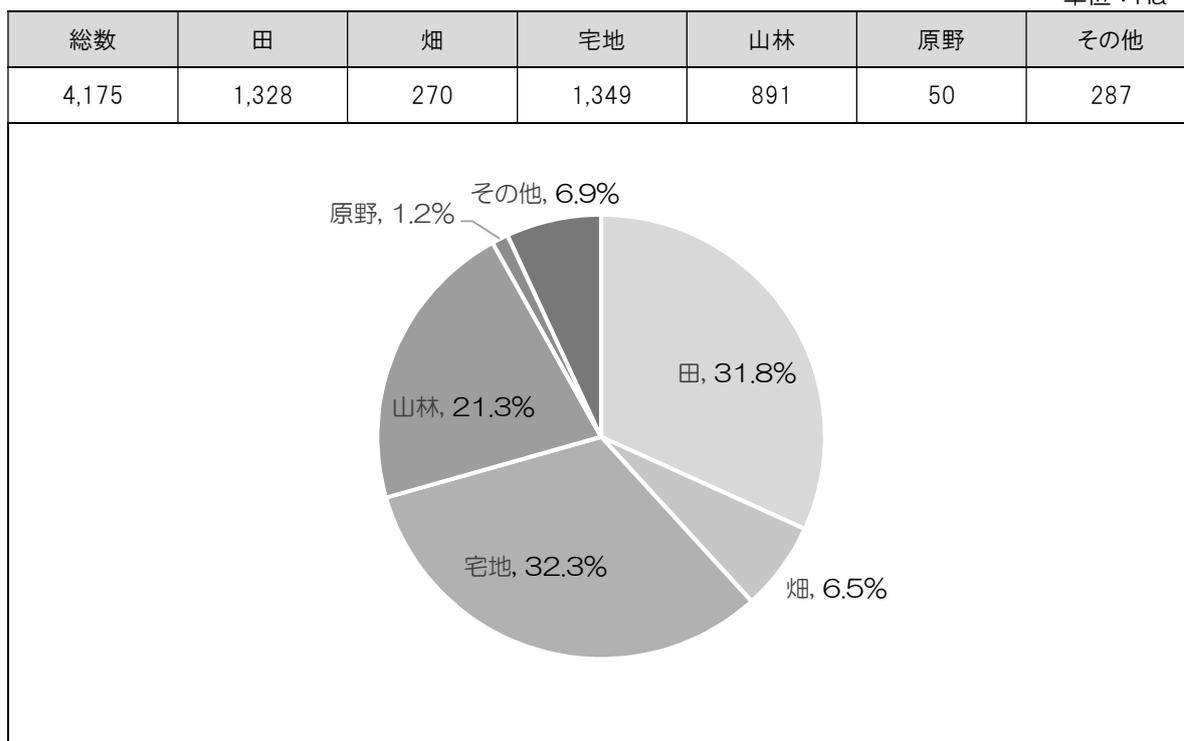
1 土地利用

本市の土地利用状況のうち、宅地が32.3%を占め最も多く、次いで田が31.8%、山林が21.3%と続いている。

農耕地となる田・畑は、約38%を占めている。

▼図表 2-7 土地利用（民有地）（平成30年）

単位：ha



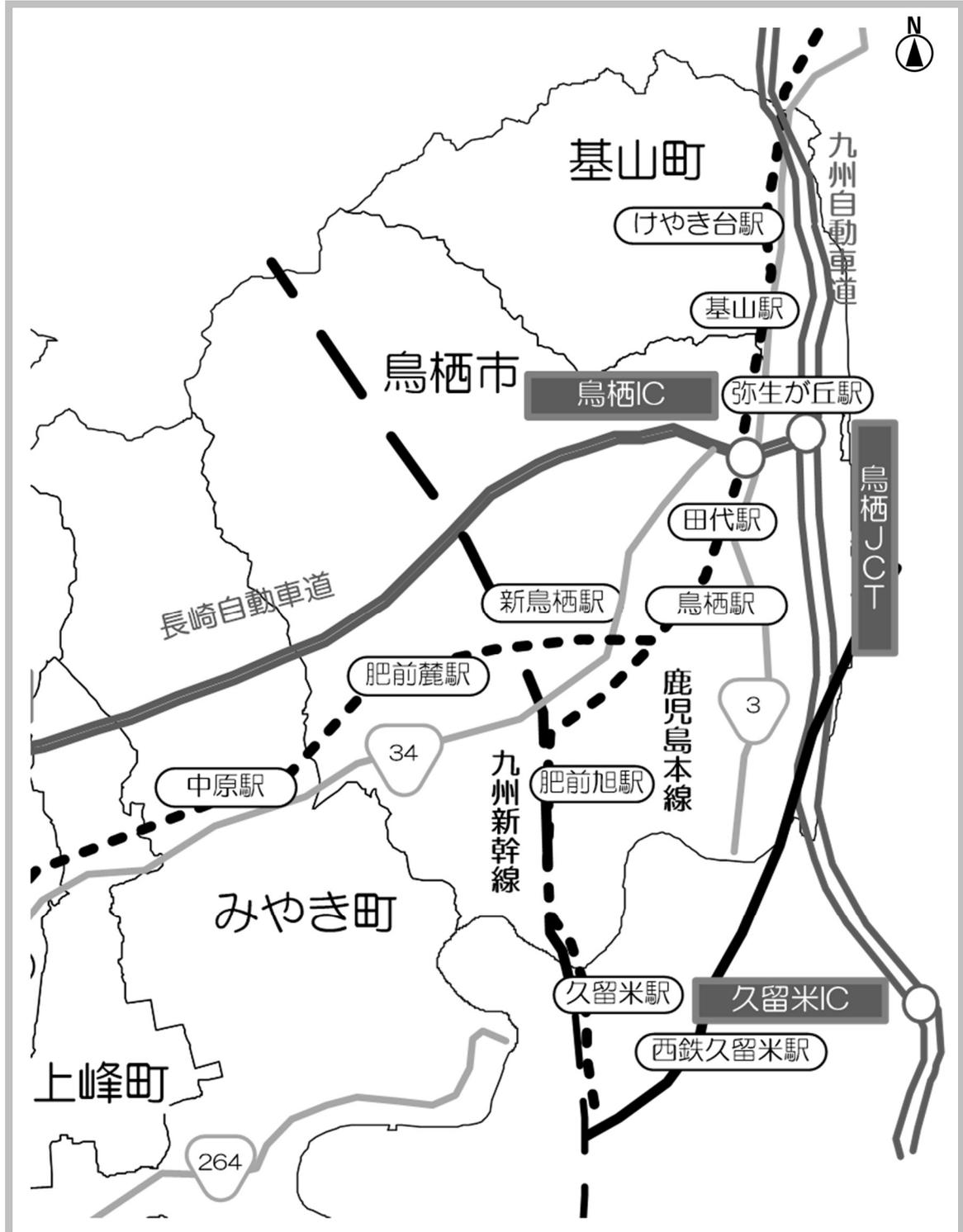
資料：佐賀県「統計年鑑」（平成30年版）

2 交通

本市は、九州を南北に縦断する九州縦貫自動車道と東西に横断する九州横断自動車道長崎・大分線が交差し、国道3号・34号の分岐点になっており、車両の交通の利便性が高い。

鉄道については、九州新幹線やJR鹿児島本線が縦断、JR長崎本線が横断しており、本市へのアクセスが容易となっている。

▼図表 2-8 交通概略図



第4節 総合計画

本市では、上位計画として総合計画の策定を行っており、計画の概要は以下に示すとおりである。

▼図表 2-9 総合計画の概要

【計画名称】	： 第7次鳥栖市総合計画
【基本計画の期間】	： 令和3年度～令和12年度
【策定年】	： 令和2年
【人口目標値】	： 75,000～77,000人（2060年（令和42年）） ※ 将来目標人口 76,326人（2030年（令和12年）） ※ 鳥栖市人口ビジョン令和元年度改定版：将来人口推計の推移より
【市民1人1日当たりの資源物以外のごみ排出量】	： _____g/人・日（令和7年目標）
【リサイクル率】	： _____%（令和7年目標）
【将来都市像】	： 「住みたいまち、活躍できるまち、選ばれるまち鳥栖 - “鳥栖スタイルの深化”」
【廃棄物処理に関する取組】	
	○自然・環境保全活動の推進
	○地球温暖化対策の推進
	○ごみ減量とリサイクルの推進

第3章 ごみ処理の基本的な方針と目標

第1節 廃棄物処理の現状と課題

1 ごみの分別

本市の分別区分は、大きく①可燃ごみ、②不燃ごみ、③資源ごみ、④粗大ごみの4種類である。不燃ごみは金物ごみ、われものごみの2種類に分別する。資源ごみは、紙・布類、ビン、缶、ペットボトル、白色トレイ、容器包装プラスチック、廃食用油、蛍光灯・電球・乾電池・水銀体温計に分別する。

▼図表 3-1 ごみ種類別分別

ごみ種類		具体例	分別区分名称
可燃ごみ		生ごみ、紙おむつ、プラスチック製品、ゴム製品、皮革製品、CD・DVD 等	燃やせるごみ
不燃ごみ		鍋・やかん、小型家電製品、ライター、包丁、かさ 等	金物ごみ
		陶磁器、ガラス製品、鏡 等	われものごみ
資源ごみ	紙・布類	新聞、チラシ	新聞、チラシ
		牛乳パック	牛乳パック、ジュースパック
		段ボール	段ボール
		雑誌	雑誌、カタログ、パンフレット、紙製容器
		布類	衣類、シーツ、タオルケット
	ビン	一升ビン	生きビン
		ビールビン	
		透明のビン	無色ビン
		茶色のビン	茶色ビン
		無色・茶色ビン以外のビン	その他色ビン
	缶	ジュース缶、ビール缶、缶詰、のり・かつおぶし缶、整髪料、カセットボンベ 等	スチール缶・アルミ缶
			スプレー缶
	ペットボトル	ジュース、焼酎、しょうゆ等の透明のペットボトル	ペットボトル
	白色トレイ	白色トレイ	白色トレイ
	容器包装プラスチック	お菓子の袋、卵パック、レジ袋 等	容器包装プラスチック
廃食用油	使用済みのてんぷら油	廃食用油	
蛍光灯・電球・乾電池・水銀体温計	蛍光灯・電球・乾電池・水銀体温計	乾電池・蛍光灯・電球・水銀体温計	
粗大ごみ	家具類、家電類、寝具類、自転車、三輪車等で指定ごみ袋に入らないもの	粗大ごみ	

2 ごみの排出量

2-1 年間排出量

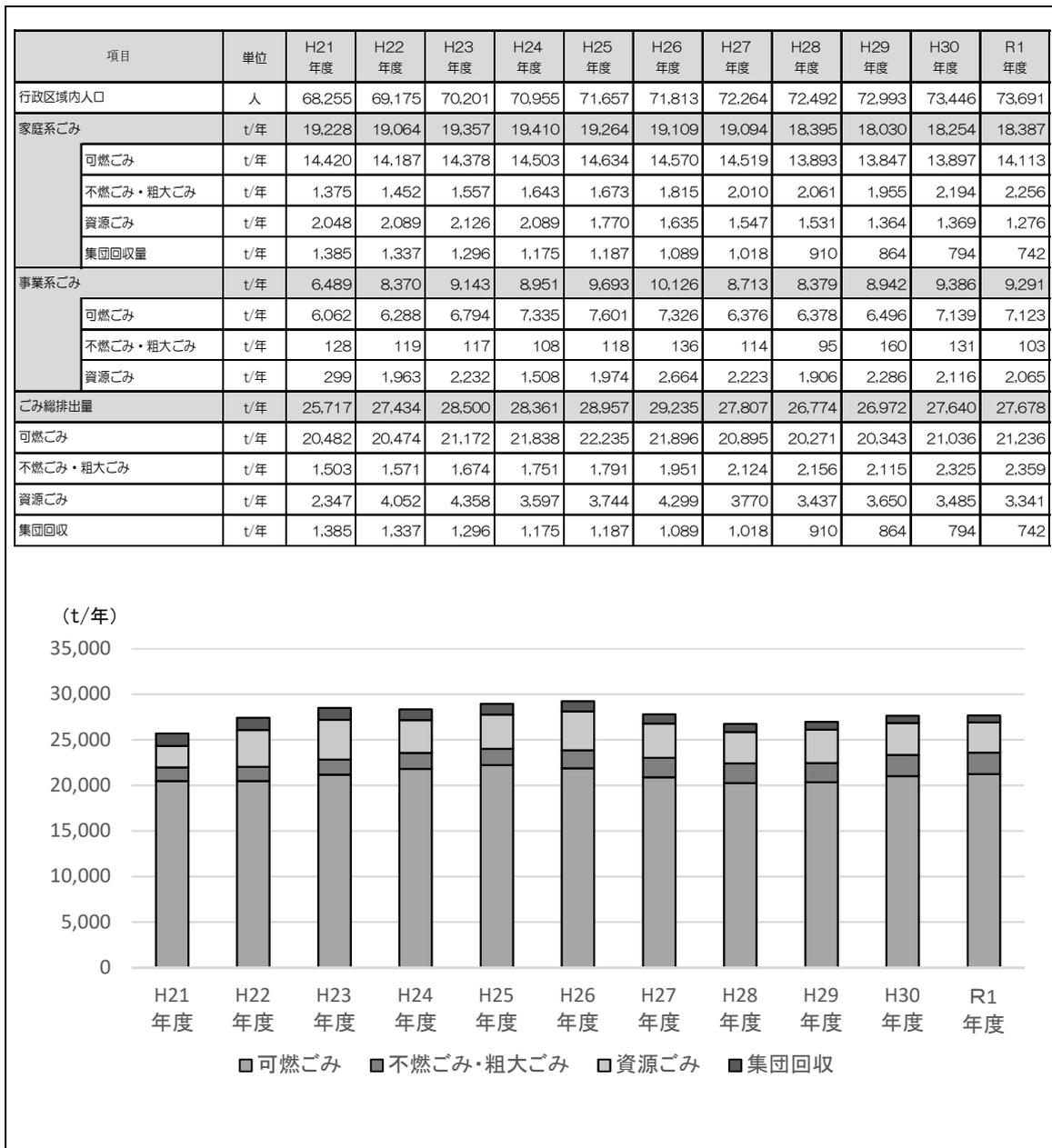
本市におけるごみの年間総排出量は、横ばい傾向にある。

家庭系ごみは横ばい傾向となっているが、個別にみると不燃ごみ・粗大ごみが増加、資源ごみが減少傾向となっている。資源ごみの減少は、大型複合施設等で古紙回収を行っている店舗もあることから、本市の収集以外での排出が進んでいるものと推測される。

次に、事業系ごみについては、事業所数の増加に伴い可燃ごみは増加しているが、生ごみや剪定枝等の資源ごみ排出量は横ばい傾向にあることから、全体として排出量は横ばいで推移している。

▼図表 3-2 ごみ排出量の推移

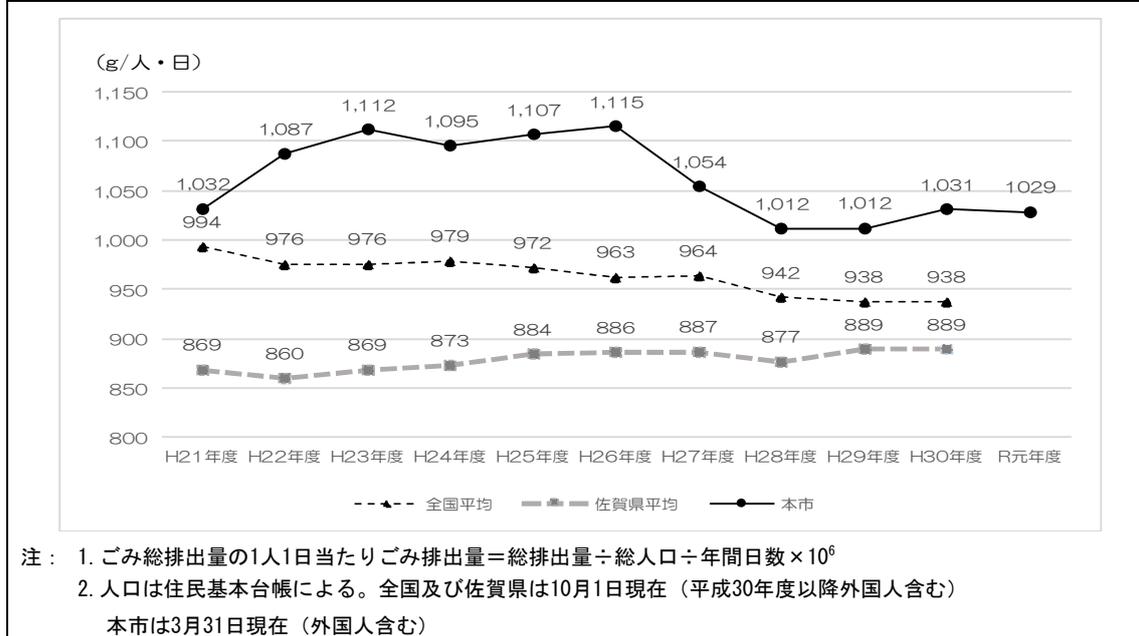
単位：t/年



2-2 1人1日当たりごみ排出量

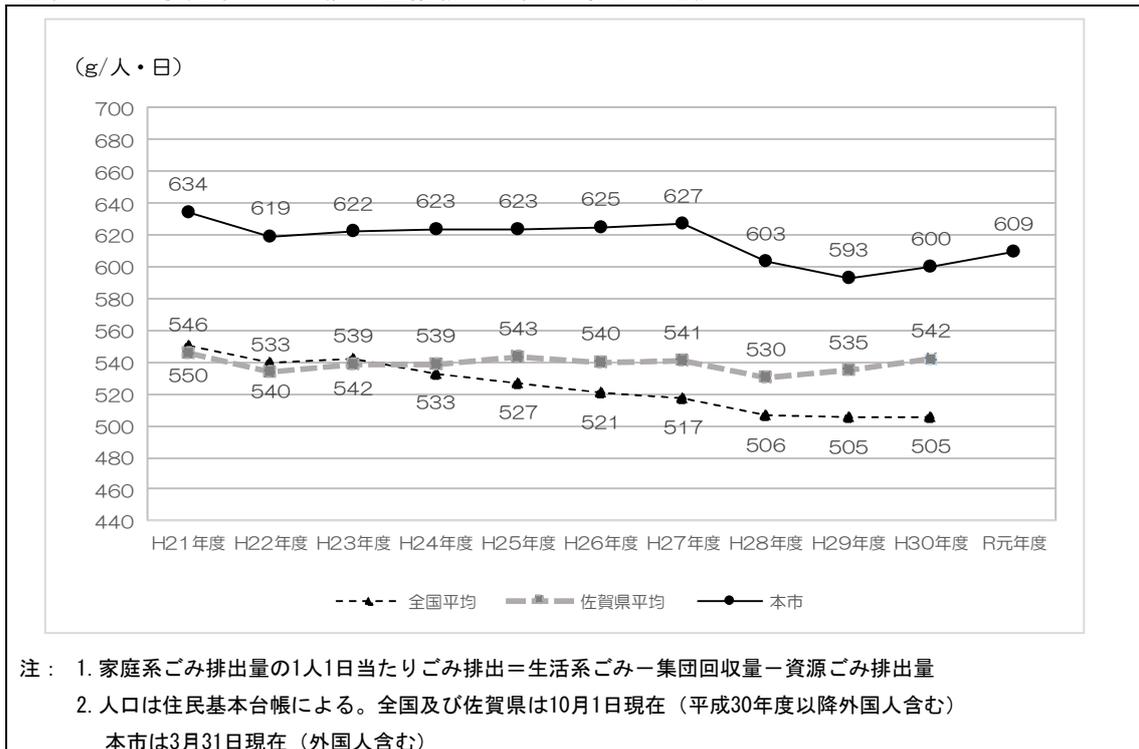
本市の1人1日当たりのごみ総排出量は減少傾向となっているが、平成30年度では1,031gと、佐賀県平均や全国平均と比較すると高い値で推移している。

▼図表 3-3 ごみ総排出量推移の全国・県との比較



家庭系ごみの1人1日当たりのごみ排出量は、減少傾向にあるが、佐賀県平均や全国平均と比較すると高い値で推移している。

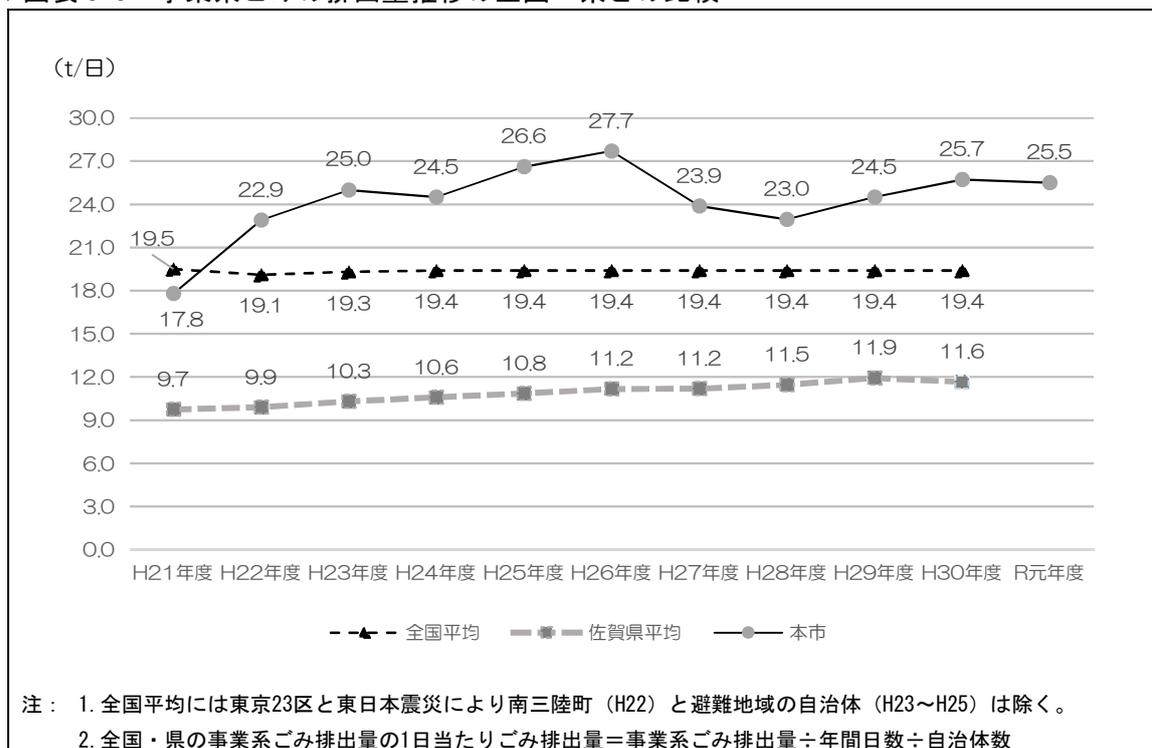
▼図表 3-4 家庭系ごみの排出量推移の全国・県との比較



2-3 1日当たりごみ排出量

事業系ごみの1日当たりごみ排出量は、平成21年度時点では全国平均より少なかったが、平成22年度以降は増加傾向となっており、佐賀県平均や全国平均より高い値で推移している。本市は、企業・工場が多い地域であることや事業所数が増加傾向となっているため、排出量が増加していること等が影響しているものと考えられる。

▼図表 3-5 事業系ごみの排出量推移の全国・県との比較



注： 1. 全国平均には東京23区と東日本震災により南三陸町（H22）と避難地域の自治体（H23～H25）は除く。
 2. 全国・県の事業系ごみ排出量の1日当たりごみ排出量＝事業系ごみ排出量÷年間日数÷自治体数

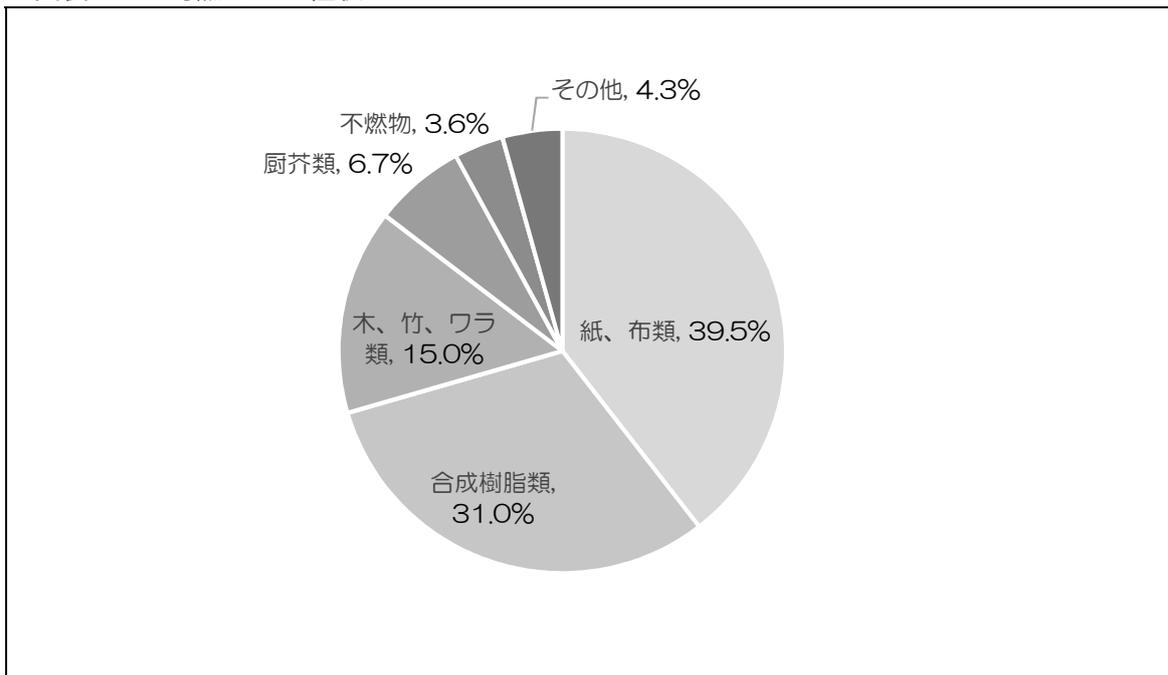
資料：環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」（全国及び佐賀県）

3 ごみの性状

鳥栖・三養基西部溶融資源化センター（以下「溶融資源化センター」という。）において溶融処理を行う可燃ごみは、施設の安定稼働を維持するために年4回の頻度で定期的にごみ種類組成、三成分等のごみ質調査を実施している。

令和元年度に実施したごみ種類組成の調査結果(湿ベース)の構成比は、紙類が39.5%、合成樹脂類が31%と木、竹、ワラ類が15.0%、厨芥類^{ちゅうがい}が6.7%、不燃物が3.6%、その他が4.3%となっている。

▼図表 3-6 可燃ごみの性状



4 ごみ処理システム

4-1 収集運搬に関する事項

本市のごみの収集頻度は、可燃ごみが週2回、不燃ごみ及び資源ごみが地区により月1～2回としている。ただし、不燃ごみ及び資源ごみについては、月～土曜日に拠点回収を行っている。粗大ごみは予約制の戸別収集である。

▼図表 3-7 ごみ排出方法（令和2年度）

ごみ種類		収集頻度及び収集場所	排出容器及び手数料	
可燃ごみ		週2回 ステーション収集	指定袋 (大：42円/枚、小：26円/枚)	
不燃ごみ		月1～2回 指定場所 月～土曜日 拠点回収	指定袋 (大：42円/枚、小：26円/枚)	
資源ごみ	紙・布類	紙類	月～土曜日 拠点回収	大型コンテナ
		布類	月～土曜日 拠点回収	大型コンテナ
	ビン		月～土曜日 拠点回収 月1～2回 指定場所	コンテナ
	缶		月～土曜日 拠点回収 月1～2回 指定場所	コンテナ
	ペットボトル		月～土曜日 拠点回収 月1～2回 指定場所	ネット
	白色トレイ		月～土曜日 拠点回収	ネット
	容器包装 プラスチック類		月～土曜日 拠点回収	ネット
	廃食用油		月～土曜日 拠点回収 月1～2回 指定場所	フタ付容器・コンテナ
	蛍光管・電球・ 乾電池・水銀体温計		月～土曜日 拠点回収 月1～2回 指定場所	透明の袋、購入時の箱
	粗大ごみ		月1回 戸別収集 (予約)	シール (520円/枚)

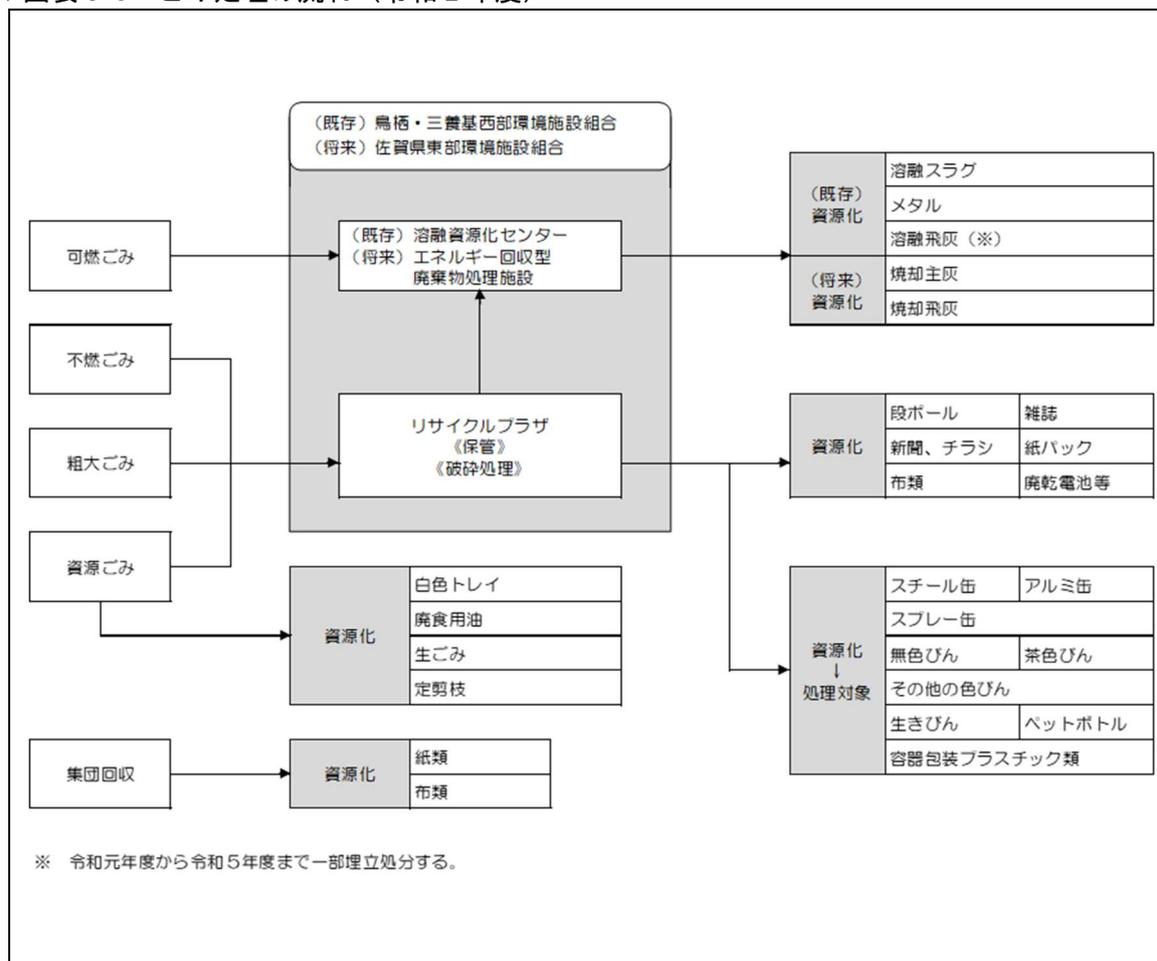
4-2 ごみ処理の流れ

現在、本市から排出された可燃ごみは、鳥栖・三養基西部環境施設組合が管轄する溶融資源化センターで溶融処理を行っており、溶融処理により生成した溶融スラグ、メタル及び溶融飛灰は路盤材等の土木資材やセメント原料等として有効利用している。令和6年度から稼働する次期エネルギー回収型廃棄物処理施設では焼却処理を行い、焼却主灰、焼却飛灰は100%有効利用の予定とする。

不燃ごみ、粗大ごみ及び資源ごみについても、組合が管轄する鳥栖・三養基西部リサイクルプラザ（以下「リサイクルプラザ」という。）で破碎・選別・圧縮梱包等の処理を処理対象物の特性に合わせた方法で行っている。その際に回収した金属類等は資源化、その他処理過程で発生した可燃残渣及び不燃残渣は溶融資源化センターで溶融処理している（令和6年度から次期エネルギー回収型廃棄物処理施設で焼却処理の予定）。

なお、白色トレイ、廃食用油、生ごみ、剪定枝等の品目については、本市が許可する施設において資源化されているものもある。

▼図表 3-8 ごみ処理の流れ（令和2年度）



4-3 ごみ処理施設

現在、本市から排出されたごみは、鳥栖・三養基西部環境施設組合が管轄する熔融資源化センター、リサイクルプラザ及び本市が許可する施設において処理を行っている。

熔融資源化センターでは、熔融処理後に発生する熔融スラグ、メタル及び熔融飛灰を土木資材やセメント原料等として有効利用している。また、本施設では焼却処理時に発生する廃熱を回収した発電を行っており、施設内の電力として利用している。

リサイクルプラザでは、不燃ごみや粗大ごみを破碎処理・選別・圧縮、資源ごみは選別・圧縮・保管等を行い、資源化の促進を図っている。

本市が許可する施設においては、剪定枝等を資源化处理している。

令和 6 年度からは、熔融資源化センターに替わり、佐賀県東部環境施設組合が管轄するエネルギー回収型廃棄物処理施設においてごみの処理を行う。同施設では、焼却処理後に発生する焼却主灰、焼却飛灰は 100%有効利用の予定とする。

▼図表 3-9 鳥栖・三養基西部熔融資源化センターの概要

施設	項目	概要
焼却施設	施設名	鳥栖・三養基西部熔融資源化センター
	供用開始	平成 16 年 4 月
	処理対象	可燃ごみ、リサイクルプラザ破碎選別残渣
	処理能力	66t/日×2 炉 132t/日
	処理方式	全連続燃焼式シャフト炉型ガス化熔融炉

▼図表 3-10 エネルギー回収型廃棄物処理施設の概要

施設	項目	概要
焼却施設	施設名	エネルギー回収型廃棄物処理施設
	供用開始	令和 6 年 4 月（予定）
	処理対象	可燃ごみ、破碎選別残渣、災害廃棄物
	処理能力	86t/日×2 炉 172t/日
	処理方式	全連続燃焼式ストーカ炉式焼却炉

▼図表 3-11 鳥栖・三養基西部リサイクルプラザの概要

施設	項目	概要
資源化施設	施設名	鳥栖・三養基西部リサイクルプラザ
	供用開始	平成 16 年 4 月
	処理対象	不燃ごみ・粗大ごみ、缶類、ペットボトル・容器包装プラスチック、ビン類、紙類、白色トレイ・古布、乾電池・蛍光管
	処理能力	47 t/日 (5h)
	処理方式	破碎、選別、圧縮・梱包、その他

5 排出抑制・再資源化への取組

5-1 啓発の実施

本市では、市民や事業者によるごみの排出抑制や再資源化を推進するため、広報紙やホームページ等で啓発を行っている。

5-2 集団回収

本市では、子供会や自治会等の各種団体による資源回収の活動に助成金を交付している。交付対象としている品目は、新聞・雑誌・段ボール・飲料用紙製容器、古繊維等としている。

集団回収量は減少傾向となっており、平成 30 年度は 794t/年となっている。

▼図表 3-12 集団回収の実績

単位：t

年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
集団回収量	1,385	1,336	1,296	1,175	1,187
年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
集団回収量	1,089	1,018	910	864	794

5-3 生ごみの堆肥化等による減量化

家庭から排出される生ごみの減量化を推進するため、市民を対象に生ごみ堆肥化容器等の購入に対する補助金の交付を実施している。

▼図表 3-13 生ごみ処理機の購入補助実績

単位：件数

年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
補助件数	28	21	12	15	15
年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
補助件数	15	14	28	31	30

5-4 事業者による再資源化

本市では、資源ごみの分別収集や拠点回収以外に、令和 2 年 10 月現在、スーパーマーケット（9 店舗）や資源回収業者（3 事業者）に直接資源物を持ち込むことができる取組を実施しており、こうした情報をホームページ等で提供している。

5-5 エコ・ショップ&エコ・オフィス

鳥栖市では、ごみの減量化やリサイクルの促進並びに環境保全に積極的に取り組む店舗をエコ・ショップ、事業所をエコ・オフィスとして認定し、広く市民にPRし、推奨している。

▼図表 3-14 エコ・ショップ&エコ・オフィスの認定概要 (令和2年10月末現在)

項目	概要
対象事業者	鳥栖市内に店舗又は事業所を有する事業者 ※エコ・ショップは「飲食店」と「販売店」の2種類、エコ・オフィスは「事務所・事業所」の1種類
認定レベル	<ul style="list-style-type: none"> ・エコ・ショップ、エコ・オフィス 区分に応じたチェックシートの必須項目（3項目）全て、かつ推奨項目の7項目以上を実施している対象事業所 ・ベストエコ・ショップ、ベストエコ・オフィス 区分に応じたチェックシートの必須項目（3項目）全て、かつ推奨項目の15項目以上を実施している対象事業所 または、『ISO14001』もしくは『エコアクション21』の認証を取得している対象事業所
認定期間	2年間
認定数	エコ・オフィス 25 事業所（内ベストエコ・オフィス 18 事業所）

6 中間処理・最終処分の実績

6-1 溶融資源化センター

溶融資源化センターにおける溶融処理量は、事業系ごみの増加が顕著となった平成 23 年度に急激に増加し、以降は横ばいで推移している。

▼図表 3-15 溶融資源化センターの処理状況

単位：t

項目	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	
溶融処理量	29,892	29,845	32,580	31,597	32,261	32,435	
資源化量	3,051	2,962	2,986	2,801	2,757	3,249	
	溶融スラグ	1,625	1,655	1,802	1,527	1,539	2,082
	メタル	75	84	21	103	82	71
	溶融飛灰	1,351	1,223	1,163	1,171	1,136	1,096
最終処分量	埋立	-	-	-	-	-	-
項目	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度		
溶融処理量	31,370	30,887	30,833	31,998	32,339		
資源化量	3,256	2,882	3,009	3,073	3,094		
	溶融スラグ	2,005	1,699	1,684	1,696	1,907	
	メタル	87	77	76	106	98	
	溶融飛灰	1,164	1,106	1,249	1,271	1,089	
最終処分量	埋立	-	-	-	-	105	

注：1. 溶融処理量は組合の合計値

2. 資源化量は組合の合計値を本市の可燃ごみ搬入量割合で按分した値

6-2 リサイクルプラザ

リサイクルプラザにおける資源化の推移は、平成 24 年度以降継続した減少傾向となっている。特に、平成 24 年度から平成 30 年度にかけての古紙類の減少傾向となっている。

▼図表 3-16 リサイクルプラザの処理状況

単位：t

項目	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
金属類	397	353	347	377	310	311
プラスチック類	129	137	140	142	123	113
古紙類	1,231	1,260	1,287	1,260	867	860
びん類	415	419	410	409	378	376
その他	40	67	47	73	134	125
合計	2,212	2,236	2,231	2,261	1,812	1,785
項目	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	
金属類	301	315	290	336	362	
プラスチック類	156	100	96	110	117	
古紙類	821	760	696	695	661	
びん類	359	355	343	320	304	
その他	131	143	179	166	125	
合計	1,773	1,673	1,604	1,627	1,569	

資料：環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」

6-3 最終処分の実績

溶融資源化センターでは、鳥栖・三養基西部環境施設組合管内から排出された可燃ごみ及びリサイクルプラザにて処理を行った後に発生する可燃残渣及び不燃残渣を溶融処理し、全量を溶融スラグ・溶融メタル・溶融飛灰を資源化している。

しかしながら、災害等により溶融飛灰の受入施設への搬入が不能になった際の事業継続のためのバックアップ体制を整えるため、生成される溶融飛灰の約 10%を令和元年度から最終処分することとした。

令和6年度から稼働する次期ごみ処理施設では、佐賀県東部環境施設組合管内から排出されたごみの処理を行った後に発生する焼却灰を資源化し、最終処分量の削減を行う。

6-4 本市が許可する施設での資源化の実績

本市では、分別収集で集めた白色トレイや廃食用油をリサイクルプラザに搬入せずに、本市が許可する施設にて資源化しているほか、事業者等から排出された生ごみの堆肥化、剪定枝のチップ化等の資源化を行っているものもある。

▼図表 3-17 本市が許可する施設での資源化実績

単位：t

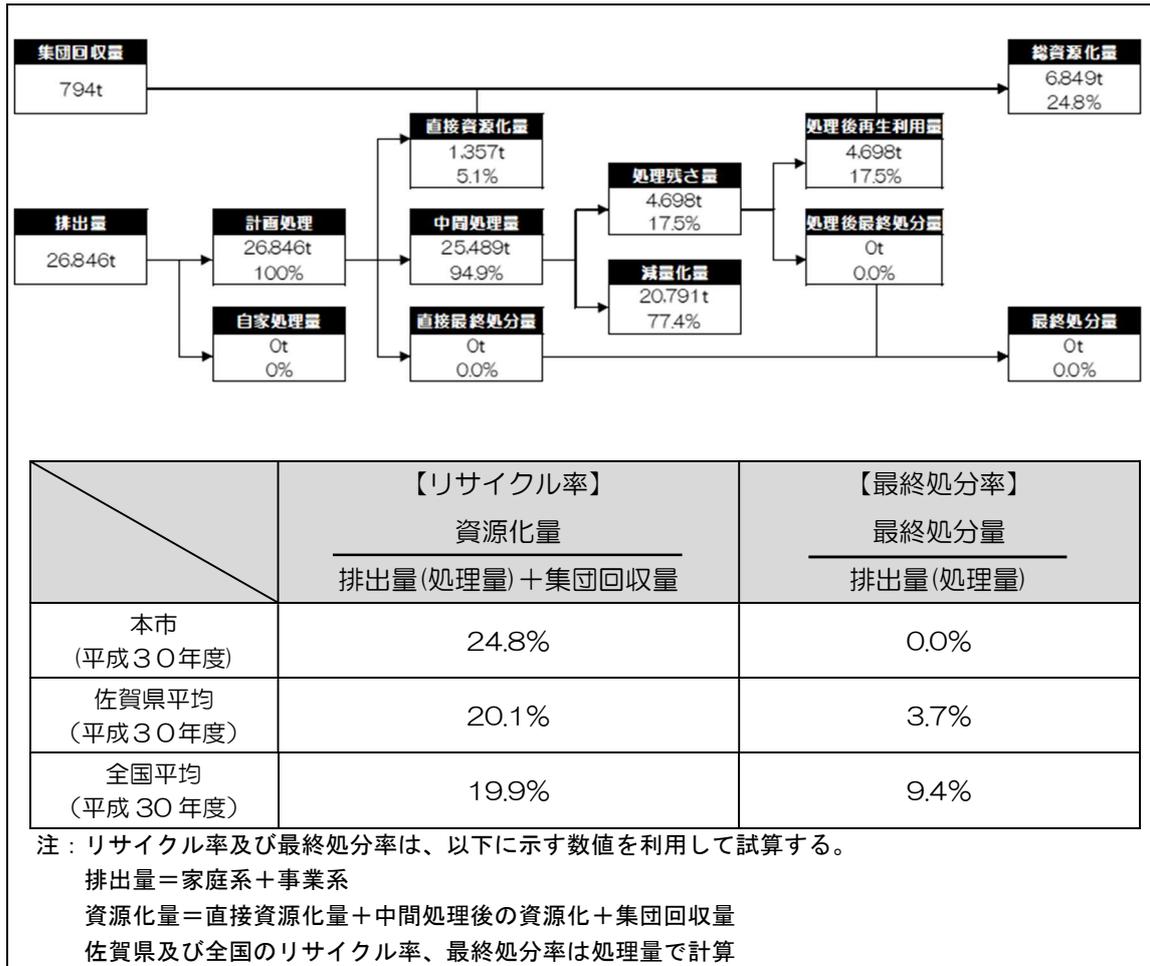
項目	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
白色トレイ	4	4	4	4	2	2
廃食用油	26	20	19	21	18	20
堆肥化	12	28	11	15	15	18
燃料	6	18	3	16	10	10
木くず	883	1,560	1,708	964	1,610	2,064
合計	931	1,630	1,745	1,020	1,655	2,114
項目	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	
白色トレイ	2	0	1	1	1	
廃食用油	19	19	17	17	18	
堆肥化	19	16	14	16	12	
燃料	13	18	5	5	6	
木くず	1,592	1,248	1,632	1,318	1,464	
合計	1,645	1,301	1,669	1,357	1,501	

7 リサイクルと最終処分の状況

本市の集団回収や中間処理等の資源化を含めた資源化量は、平成 30 年度実績で 6,849t/年となっており、リサイクル率は 24.8%と佐賀県または全国の平均値より高い値となっている。

なお、最終処分量については、組合において熔融処理等の中間処理を実施し、全量再資源化を行っているため、最終処分は行っていない。

▼図表 3-18 リサイクルと最終処分の状況(平成 30 年度)



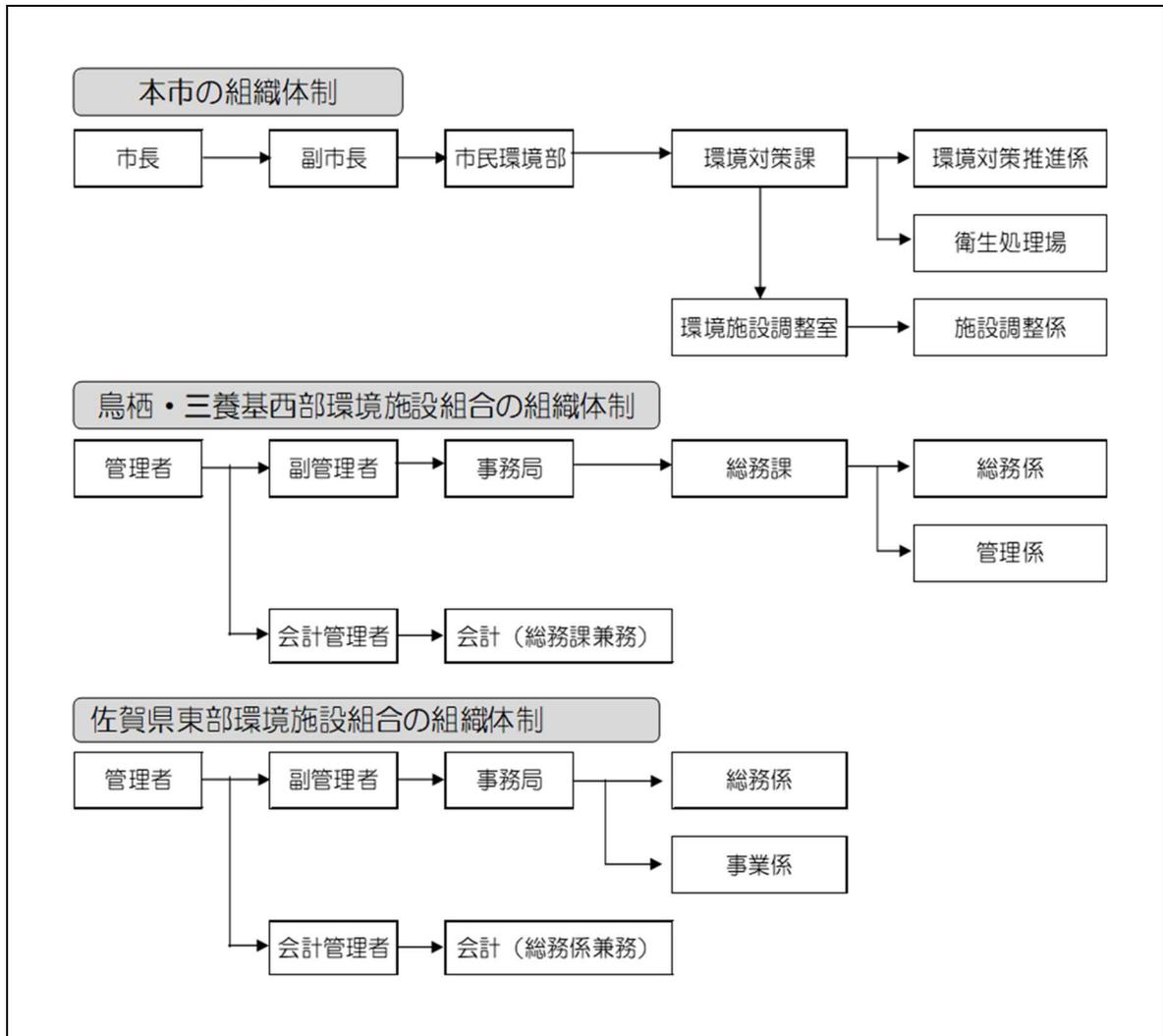
資料：環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」（佐賀県及び全国）

8 ごみ処理に関する組織体制及び処理経費

8-1 ごみ処理の組織体制

ごみ処理の組織体制は、以下のとおりである。

▼図表 3-19 ごみ処理の行政組織体制



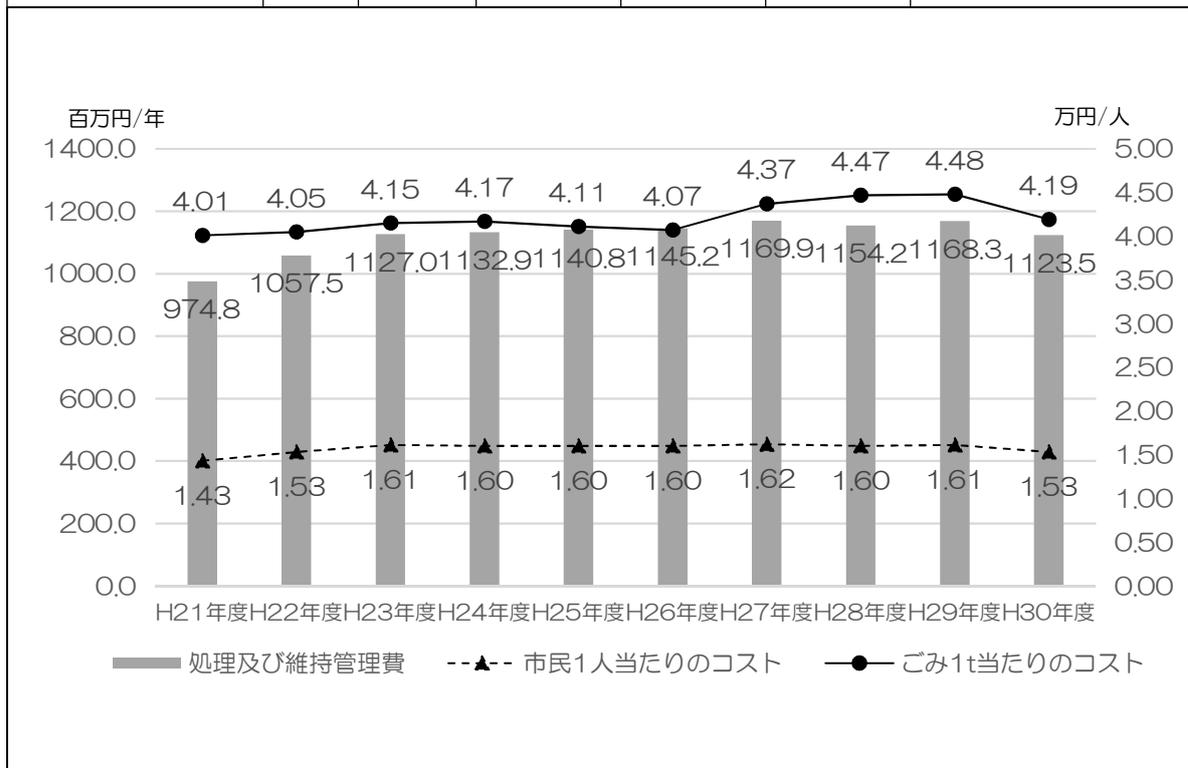
8-2 ごみ処理経費

本市のごみ処理経費は、年々増加傾向となっている。市民1人当たりコストは横ばい、ごみ1t当たりコストも横ばいで推移している。

▼図表 3-20 ごみ処理経費の推移

項目	単位	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
人口	人	68,255	69,175	70,201	70,955	71,657	71,813
ごみ排出量	t	24,332	26,097	27,204	27,186	27,770	28,146
処理及び維持管理費	百万円	974.8	1,057.5	1,127.0	1,132.9	1,140.8	1,145.2
市民1人当たりのコスト	万円	1.43	1.53	1.61	1.60	1.60	1.60
ごみ1t当たりのコスト	万円	4.01	4.05	4.15	4.17	4.11	4.07

項目	単位	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
人口	人	72,264	72,492	72,993	73,446
ごみ排出量	t	26,791	25,863	26,108	26,846
処理及び維持管理費	百万円	1,169.9	1,154.2	1,168.3	1,123.5
市民1人当たりのコスト	万円	1.62	1.60	1.61	1.53
ごみ1t当たりのコスト	万円	4.37	4.47	4.48	4.19



注：1. ごみ排出量には集団回収量は含んでいない。

2. 処理及び維持管理費は、本市の一般廃棄物処理実態調査結果（組合分担金含む）から算出している。

9 ごみ処理評価

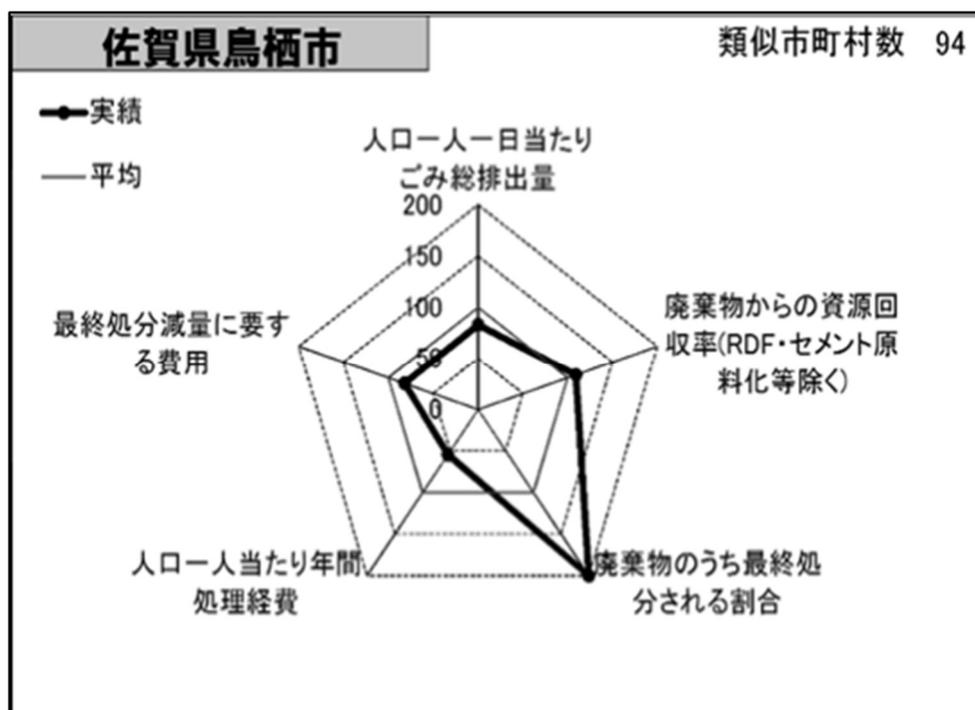
本市のごみ処理について、環境省が公表している「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」を利用して、平成30年度実績を基に、本市と同程度の人口規模の自治体との比較評価は次のとおりである。

人口1人1日当たりごみ総排出量は、標準偏差が50を下回っているため全国平均と比べてごみ排出量が多くなっている状態である。廃棄物からの資源回収率及び廃棄物のうち最終処分される割合は、標準偏差が50を上回っており、全国平均と比べて資源回収率が高く、最終処分量が少ない状態である。人口1人当たりの年間処理経費及び最終処分量に要する費用は、標準偏差が50を下回っているため、全国平均と比べて年間の処理経費や、熔融処理等による減量に要する費用が高くなっている状態である。

▼図表 3-21 ごみ処理の評価項目

指標		指数の見方
循環型社会形成	人口1人1日当たりごみ総排出量	指数が大きいほど、ごみ排出量は少なくなる。
	廃棄物からの資源回収率 (RDF・セメント原料化等除く)	指数が大きいほど、資源回収率は高くなる。
	廃棄物のうち最終処分される割合	指数が大きいほど、最終処分される割合は小さくなる。
経済性	人口1人当たり年間処理経費	指数が大きいほど、1人当たりの年間処理経費が少なくなる。
	最終処分減量に要する費用	指数が大きいほど、費用対効果は高くなる。

▼図表 3-22 ごみ処理の評価



資料：環境省 市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール（平成30年度）

10 ごみ処理に関する課題

本市のごみ処理に関する問題点・課題は、以下のとおりである。

【ごみの排出に関する事項】

ごみの減量が必要

- ・平成 30 年度の 1 人 1 日当たりごみ総排出量は 1,031g と、佐賀県平均や全国平均と比較して多くなっていることから、ごみの減量化が必要となっている。
- ・家庭系の 1 人 1 日当たりのごみ排出量は減少傾向となっているが、佐賀県平均や全国平均と比較して多いため、減少傾向を維持していく必要がある。
- ・事業系の 1 日当たりのごみ排出量は、横ばい傾向であることから、事業者のごみの減量化や適正処理が必要となっている。

【再資源化に関する事項】

分別徹底が必要

- ・組合の組成調査結果より可燃ごみには、資源ごみに分類される古紙が多く混入していることから、分別の徹底が必要となっている。

【中間処理に関する事項】

安定的かつ適正処理ができる施設維持が必要

- ・組合が管轄する溶融資源化センター及びリサイクルプラザは、供用開始から 16 年以上が経過していることから、今後も適正な維持管理及び運転管理を継続することにより、施設の安定稼働を継続する必要がある。
- ・一般にごみ焼却施設の供用年数は 15～20 年間とされていることから、組合施設についても、将来的な施設整備のあり方を検討する必要がある。

【最終処分に関する事項】

最終処分量の削減が必要

- ・本市及び組合では最終処分場を保有していないことから、今後ごみの減量化や資源化を行っていくことにより、最終処分量の削減をしていく必要がある。

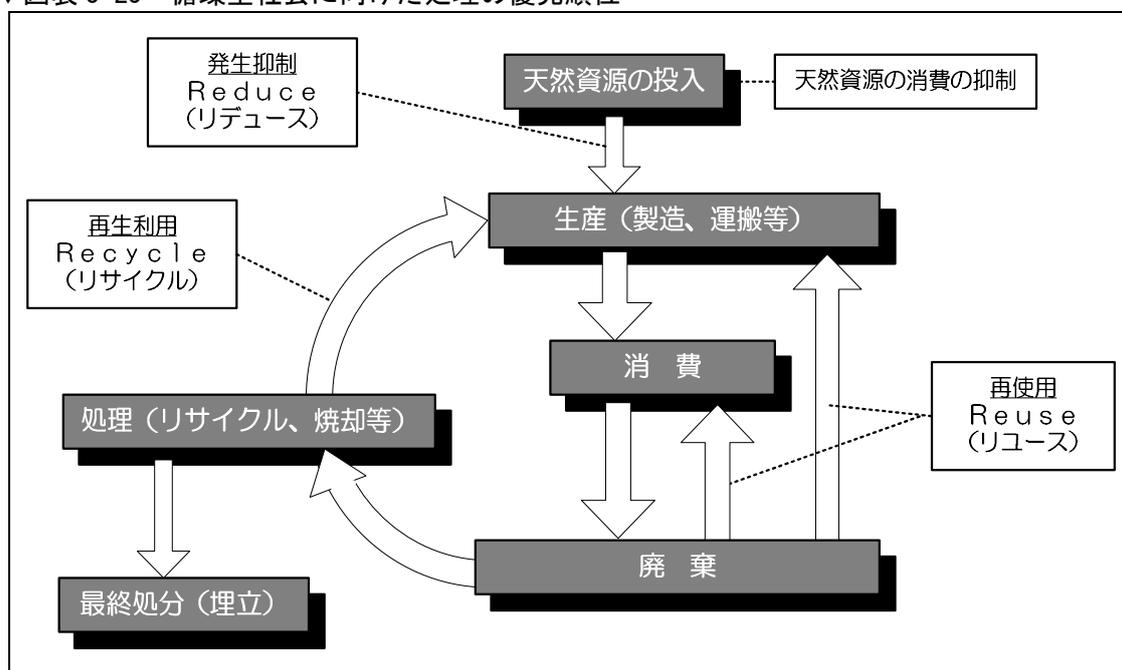
第2節 ごみ処理の目標

1 基本方針

本市では、循環型社会形成推進基本法で定められた処理の優先順位（図表 3-23）を踏まえて、ごみによる環境への負荷をできる限り低減するため、ごみの発生抑制 (Reduce)、再使用 (Reuse)、再生利用 (Recycle) の 3R 活動を推進することで、限りある資源とエネルギーの使用量の削減と循環的な利用を促進していくものとする。

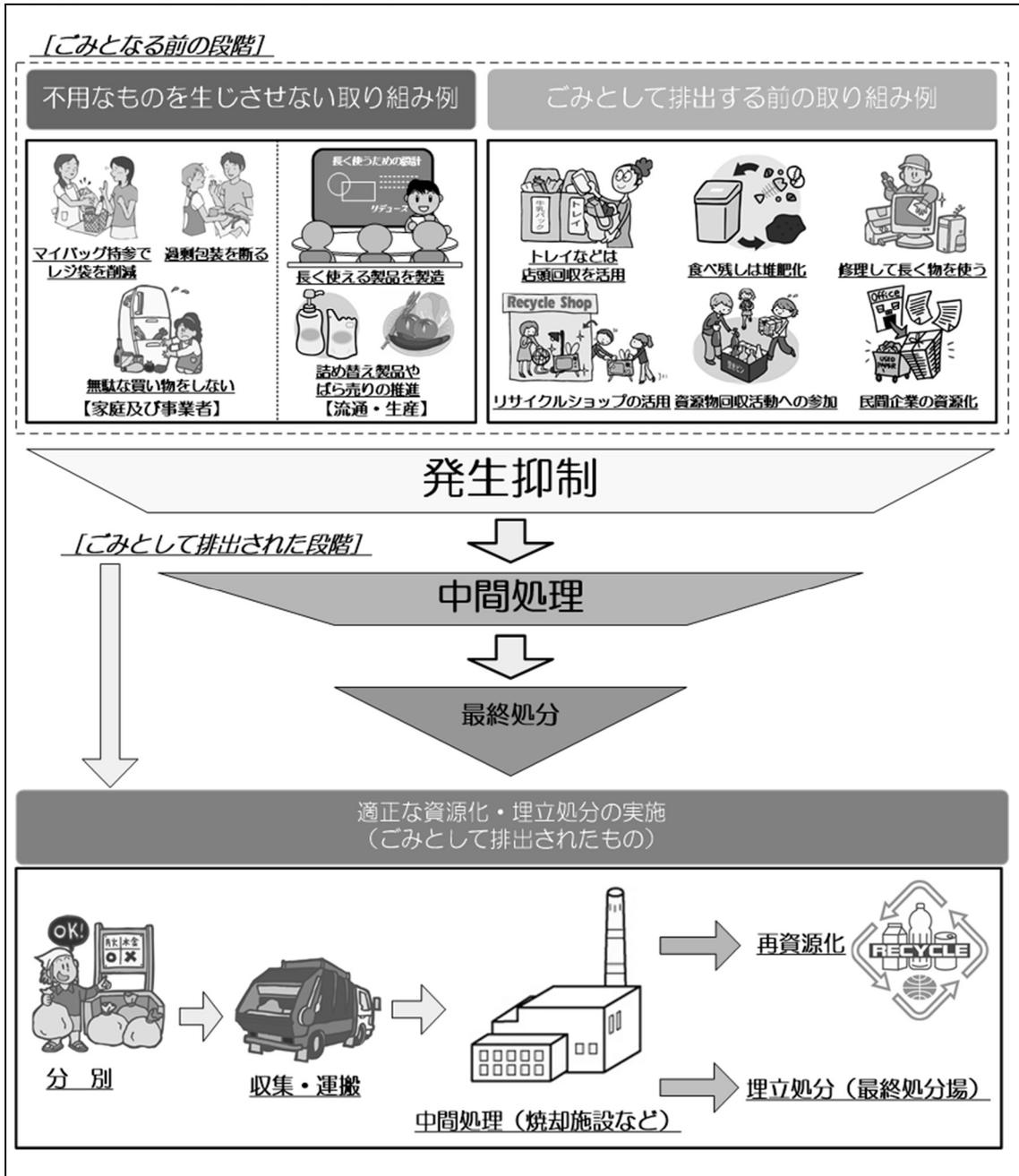
本計画では、既定計画と同様に「資源循環型社会の構築」を基本理念として、ごみの減量化及び資源化を進めていくものとする。

▼図表 3-23 循環型社会に向けた処理の優先順位



本計画では、ごみとなる可能性がある不要なものになるべく出さないことや、不要になってしまったものについてはリユースすることで「ごみを出さない」ことを「発生抑制」として位置付けている。「発生抑制」のイメージは下図に示すとおりである。

▼図表 3-24 発生抑制に対する一般的なイメージ



本市では、「資源循環型社会の構築」を基本理念として、「市民・事業者・行政が連携した 3R 運動の推進」、「ごみの減量化及び資源化の促進」、「適正な収集・運搬・処理・処分の継続及び構築」の 3 つの基本方針を柱として、循環型社会の構築を目指すものとする。

基本方針 1：市民・事業者・行政が連携した 3R 運動の推進

「発生抑制」を主体とする 3R 運動 (Reduce: リデュース、Reuse: リユース、Recycle: リサイクル) に取り組み、市民・事業者・行政の 3 者が連携して、一歩進んだ循環型社会の構築を目指す方針とする。

基本方針 2：ごみの減量化及び資源化の促進

本市において、これまで行ってきた施策の促進とあわせて、適正分別を徹底することにより、一層のごみの減量化及び資源化を図っていく方針とする。

基本方針 3：適正な収集・運搬・処理・処分の継続及び構築

安全かつ適正なごみの収集・運搬・処理・処분을継続する方針とする。

あわせて、現在供用しているごみ処理施設においては、周辺環境に配慮した適切な運転管理及び施設の維持管理を継続して行っていく方針とする。

ただし、将来的にごみ処理施設の更新を行った場合は、更新する施設に応じた収集・運搬・処理・処분을構築する方針とする。

2 ごみ処理主体

本市のごみを処理する主体を排出段階から処理・処分に至る工程ごとに、さらに、ごみの種類ごとに明確化する。

2-1 排出段階

排出段階における再利用やごみの減量は、排出者である市民や事業者が自ら行うものとする。

なお、ごみの再生利用やごみの減量を実施するための周知・啓発等は本市が行うものとする。

2-2 収集運搬段階

家庭系ごみの収集運搬については、本市が行うものとする。なお、組合施設へごみを持ち込む場合は、市民自らが運搬するものとする。

また、事業系ごみは事業者自ら組合施設に運搬、または一般廃棄物収集運搬許可業者（以下「許可業者」という。）へ委託するものとする。

2-3 処理処分段階

ごみの処理・処分は、組合で行うものとする。ただし、資源ごみの一部については本市が許可する施設で資源化を継続する。

なお、適正処理困難物や特別管理一般廃棄物は、製造者または排出者の責任において処理・処分を行うものとする。

▼図表 3-25 ごみ処理段階と処理主体

項目	排出	収集運搬	中間処理	最終処分
家庭系ごみ	市民	本市	本市・組合 市が許可した施設	組合が委託した施設 (令和元年～5年)
事業系ごみ	事業者	事業者 又は許可業者	本市・組合 市が許可した施設	

3 ごみ排出量及び処理量の見込み

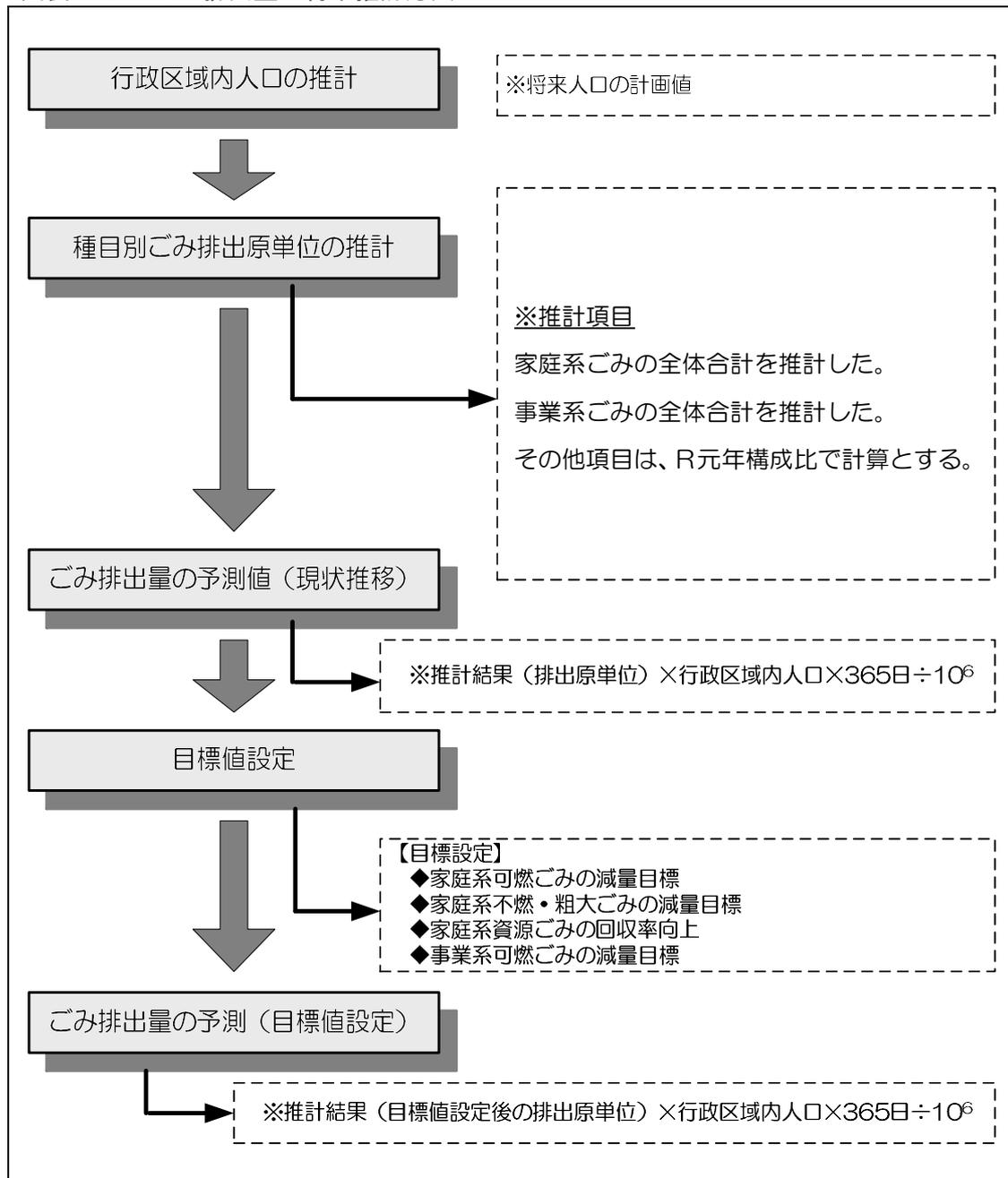
3-1 将来計画の方法

人口及びごみ排出量の将来の推計方法は、「ごみ処理施設構造指針解説」をもとに推計を行っている。

なお、人口は本市の将来目標人口を採用し、ごみ排出量は過去10年間（平成22年度～令和元年度）の実績値を基本として推計した。

ごみ排出量等の将来推計方法は、以下に示すとおりである。

▼図表 3-26 ごみ排出量の将来推計方法



4 減量化及び資源化に関する目標値の設定

4-1 減量化の目標値

本市において、今後取り組むべき減量化の目安となる目標値を設定した。

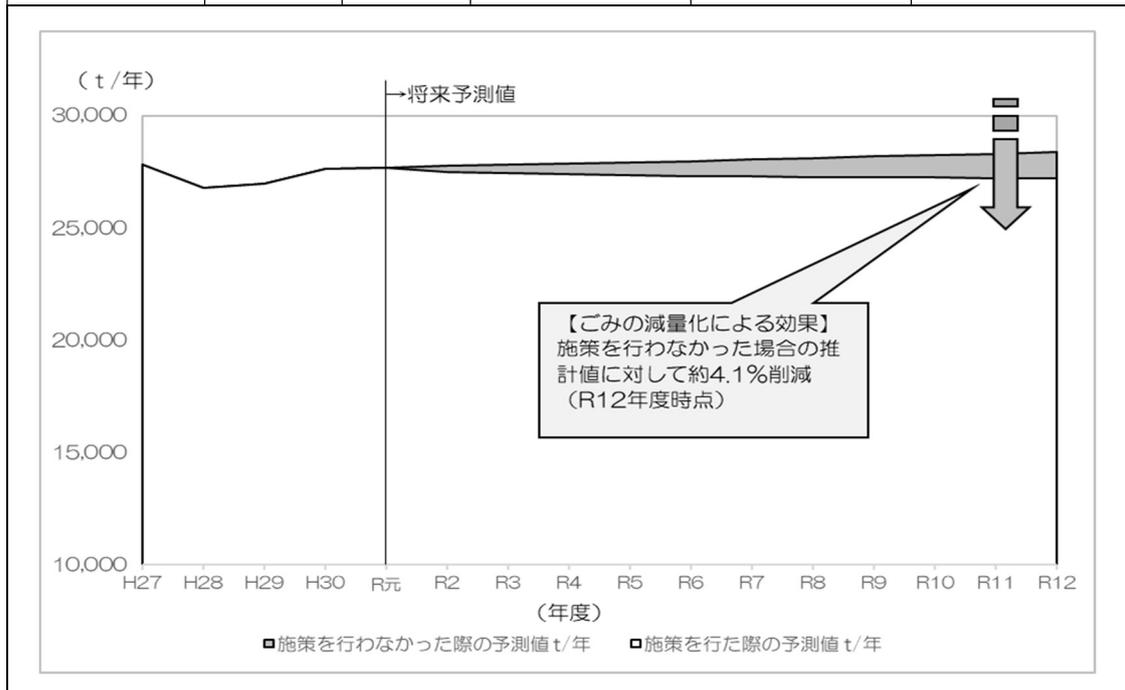
ごみの減量化の目標値は、家庭系の可燃ごみ、家庭系不燃ごみ・粗大ごみ、事業系可燃ごみに対して、減量目標値を設定しており、本計画はこの積み上げを表示している。

▼図表 3-27 ごみの減量化の目標値

項目	減量化の内容	目標年度における目標値の設定
家庭系可燃ごみ	本市で排出されたごみのうち6.7%が厨芥類であるため、生ごみの水切りの徹底すること及び生ごみの堆肥化等により、ごみの減量化を図る。	水切り効果：10% 協力度：80% 削減目標：0.87%
	食品ロス等を少なくすることにより、ごみの減量化を図る。	食品ロス：40g/人日 削減目標：5%
家庭系不燃・粗大ごみ	不燃・粗大ごみの量が増加傾向にあるため、リユースを呼びかけることで排出を抑制する。	削減目標：5%
事業系可燃ごみ	平成26年から令和元年までの間は、減少傾向であるため、事業者に対し、引き続き分別の徹底や資源化を行うよう促し、ごみの減量化を図る。	削減目標：5%

▼図表 3-28 ごみの減量施策を実施した場合のごみ排出量の推移

項目		単位	R2年度	R7年度	R12年度
家庭系ごみ	現状推移	t/年	18,639	18,869	18,978
	施策実施	t/年	18,555	18,625	18,682
	減量分	t/年	▲84	▲244	▲296
事業系ごみ	現状推移	t/年	9,125	9,198	9,417
	施策実施	t/年	8,951	8,679	8,554
	減量分	t/年	▲174	▲519	▲863



※家庭系ごみ＝家庭系可燃ごみ＋家庭系不燃ごみ・粗大ごみ＋家庭系資源ごみ＋集団回収量

※事業系ごみ＝事業系可燃ごみ＋事業系不燃ごみ・粗大ごみ＋事業系資源ごみ

▼図表 3-29 ごみの減量施策を実施した場合の推移

項目		単位	R2 年度	R7 年度	R12 年度
家庭系ごみ	現状推移	g/人・日	685.2	683.0	681.2
	施策実施	g/人・日	682.1	674.1	670.6
	減量分	g/人・日	▲3.1	▲8.9	▲10.6
事業系ごみ	現状推移	t/日	25.0	25.2	25.8
	施策実施	t/日	24.5	23.8	23.4
	減量分	t/日	▲0.5	▲1.4	▲2.4

4-2 資源化の目標値

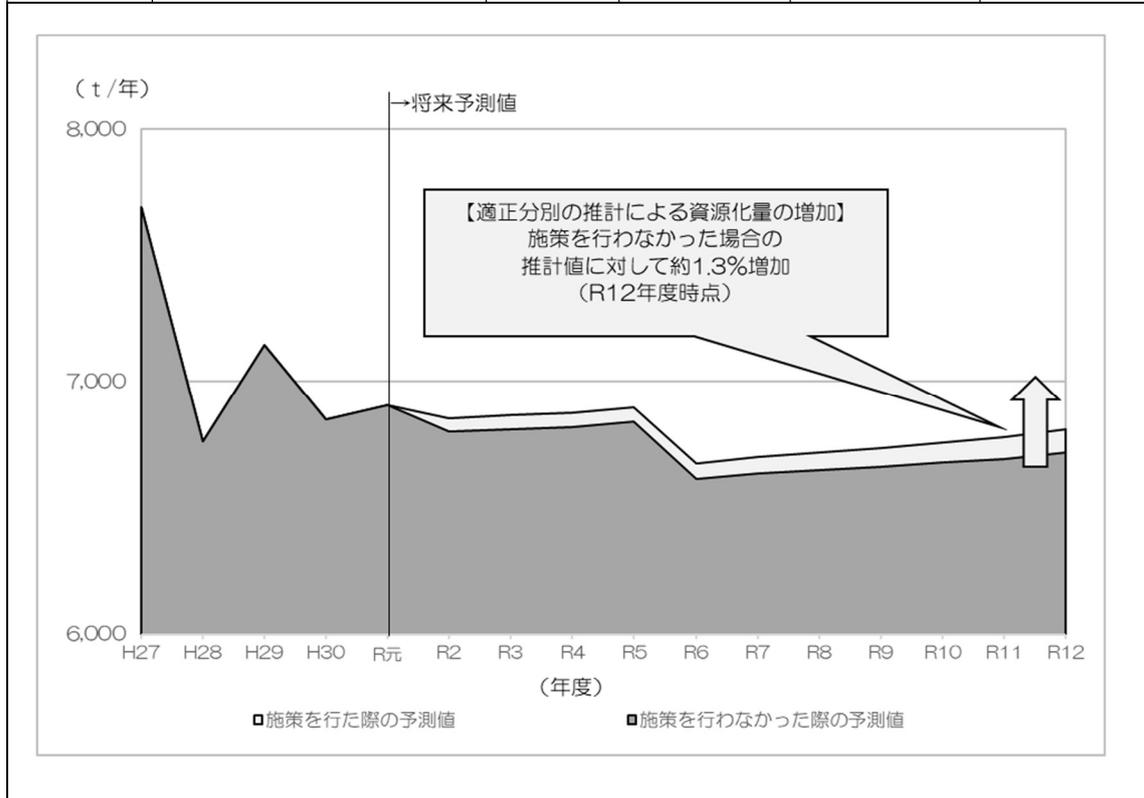
資源化の目標値については、現在、本市で分別を行っている家庭系の資源ごみの品目のうち、平成 26 年度に実施したごみ種類組成の調査結果（湿ベース）において適正分別が見込める紙類（段ボール、新聞・チラシ、雑誌）、容易に分別が可能なペットボトル及び白色トレイ、分別は容易ではないが資源化に貢献できる容器包装プラスチックの回収量を向上する目標値を設定した。

▼図表 3-30 資源化の目標値

項目	資源化の内容	目標年度における目標値の設定
段ボール	可燃ごみ中に 3.9%混入しているため、適正分別により資源化の向上を図る。	可燃ごみへの混入割合を現状より 10%を削減し、資源として適正分別する。 段ボール：3.9%×10%≒0.4% 新聞・チラシ：9.0%×10%≒0.9% 雑誌：5.3%×10%≒0.5%
新聞・チラシ	可燃ごみ中に 9.0%混入しているため、適正分別により資源化の向上を図る。	
雑誌	可燃ごみ中に 5.3%混入しているため、適正分別により資源化の向上を図る。	
ペットボトル	適正分別を推進することにより、資源化の向上を図る。	潜在量に対する回収率を 40%とし、1 人 1 日当たりの資源化量を 4.4g とする。
容器包装プラスチック		潜在量に対する回収率を 10%とし、1 人 1 日当たりの資源化量を 5.0g とする。
白色トレイ		潜在量に対する回収率を 10%とし、1 人 1 日当たりの資源化量を 0.3g とする。

▼図表 3-31 資源化施策を実施した場合の資源化量の推移

項目		単位	R2 年度	R7 年度	R12 年度
資源化量	現状推移	t/年	6,801	6,634	6,720
	施策実施	t/年	6,854	6,701	6,810
	適正分別による増加	t/年	+53	+67	+90



※ 資源化量＝資源化物＋集団回収量

▼図表 3-32 資源化品目の潜在量の設定根拠（参考値）

人口 (人)	ごみ発生量 (t/年)	容器包装潜在原単位 (g/人・日)								
		缶	びん	紙パック	段ボール	その他紙	PET	トレイ	その他プラ	計
71,813	19,108	1.3%	3.6%	0.6%	3.8%	5.8%	1.5%	0.4%	6.8%	23.8%
		9.5	26.2	4.4	27.7	42.3	10.9	2.9	49.6	173.5

資料：環境省「市町村分別収集手引き」（七訂版）

▼図表 3-33 資源化目標値の設定根拠

品目	潜在量 g/人・日	現況 (H30 年度)		目標 (R12 年度)	
		g/人・日	回収率	回収率	g/人・日
ペットボトル	10.9	2.7	24.8%	40%	4.0
その他容器包装プラスチック	49.6	1.4	2.8%	10%	1.5
白色トレイ	2.9	0.04	1.29%	10%	0.04

5 目標値のまとめ

前述したごみの減量化及び資源化の目標達成後の姿は、図表 3-34 に示すとおりである。

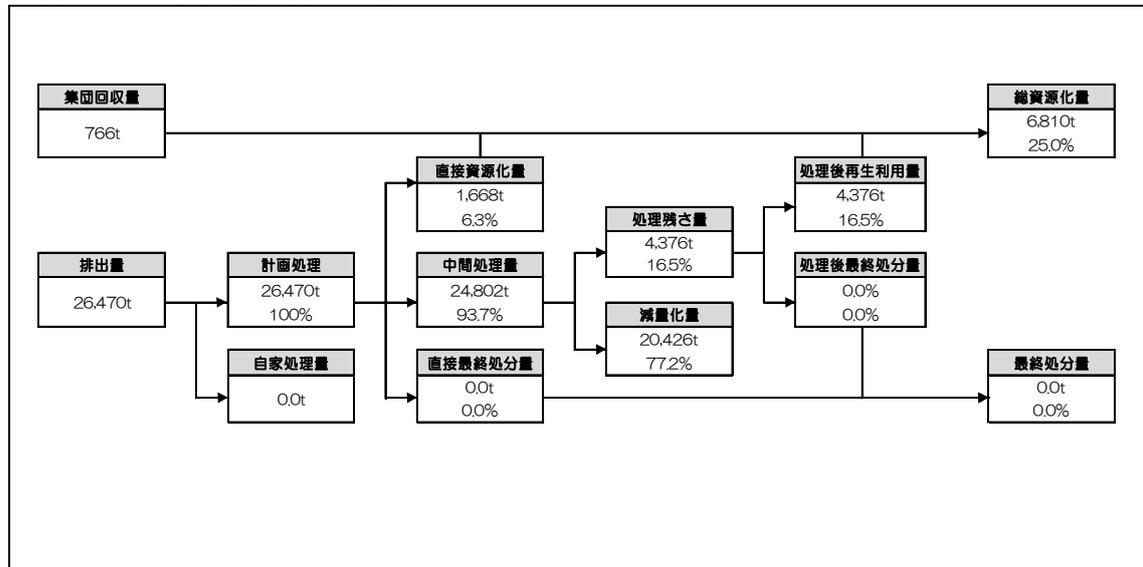
本市では、令和 12 年度で 1 人 1 日当たり排出量を平成 26 年度実績に対し、137.7g 削減する方針とする。あわせて、適正分別等の推進により資源化率を 25.0%とする目標を設定した。

▼図表 3-34 目標値のまとめ

項目	単位	H26 年度	R2 年度	R7 年度	R12 年度
行政区内人口	人	71,813	74,526	75,691	76,326
総排出量（資源ごみ等含む）	t/年	29,235	27,506	27,304	27,236
削減量（対 H26 年度実績）	t/年	-	▲1,729	▲1,931	▲1,999
施策実施時 削減率（対 H26 年度実績）	-	-	▲5.9%	▲6.6%	▲6.8%
1 人 1 日当たり排出量原単位	g/人・日	1,115.3	1,011.2	988.3	977.6
（資源ごみ等含む） 削減量（対 H26 年度実績）	g/人・日	-	▲104.1	▲127.0	▲137.7
施策実施時 削減率（対 H26 年度実績）	-	-	▲9.3%	▲11.4%	▲12.3%
資源化量	t/年	8,238	6,854	6,701	6,810
総排出量に対する資源化率	-	28.2%	24.9%	24.5%	25.0%

資料：鳥栖市人口ビジョン（将来人口推計の推移）パターン 2 独自推計

▼図表 3-35 目標達成後の処理フロー



第3節 施策の体系

前述したごみの減量化や資源化を進めていくために、今後実施または検討する施策の基本体系を示す。

▼図表 3-36 施策の体系



第4節 排出抑制計画

ごみの発生・排出抑制は、市民や事業者が積極的に取り組むことが必要である。

そのため、行政は市民や事業者の取組を積極的に支援する方針とする。

ごみ発生・排出抑制目標の達成に向けて、具体的に推進する施策は以下のとおりとする。

市民・事業者・行政が連携した3R運動の推進

1 市民の意識向上を図るための取組

施策1 環境教育の充実

ごみ問題等、地域の環境に対する意識を根付かせるためには、子供から大人まで広く啓発を行うことが必要であることから、お祭り等を含めた各種のイベント時に環境ブースを出展する等し、市民に環境問題に対して興味を持ってもらうと同時に、現在のライフスタイルの見直し、環境問題への積極的な取り組みや協力を要請する。

また、小中学校や保育園へ出向き、ごみ問題に関する環境学習を実施する。

施策2 広報等による普及啓発

地域の住民によるリサイクルやごみの減量に関する講習会に職員を講師として派遣し、市民へ「ごみ」に対する関心を高める機会を提供する施策を継続する。

適正な分別への協力やごみの減量に関する記事を、本市の広報等に掲載する等して、市民へリサイクルやごみの減量に対する啓発や意識の向上を図る。同時に、本市のホームページを活用して、市民が情報を得やすい環境を整える。

あわせて、生ごみの水切りの徹底、コンポストを含めた生ごみの堆肥化の方法、集団回収への参加及び店頭回収を行っている店舗等についての情報を積極的に広報し、ごみの資源化や減量化に対する市民の意識向上を図る取組を行うものとする。



施策3 ごみ処理施設見学

溶融資源化センターやリサイクルプラザの各施設見学等の推進や環境教育を普及することにより、環境に配慮した考え方のできる人づくりを進める。

施策4 マイバッグ運動の推進

買い物袋（マイバッグ）の持参は、ごみとなるレジ袋の削減はもとより、買い物袋に入るだけの必要なものしか購入できないため、結果として食べ残し等に繋がるごみの発生を削減できることから、こうした市民の取組を推進する。



施策5 リユースの促進

不用品を交換し、再使用（リユース）を行うことは、ごみ排出量の削減につながるため、各種団体が行うフリーマーケット等に関する場所の提供や情報提供を行う。



住民参加のフリーマーケット

2 事業者の意識向上を図るための取組

施策1 過剰包装の抑制やレジ袋削減の推進

事業者に対して、過剰包装を控える取組に積極的に参加するよう要請する。

本取組を積極的に推進する販売店等については、その活動を広報等により市民に紹介し、企業イメージの向上を手助けする方針とする。

また、佐賀県が推奨している「マイバッグ・ノーレジ袋推進店」と連携し、レジ袋削減に取り組む方針とする。



施策2 店頭回収の推進

スーパー等で実施されている食品トレイ、牛乳パック等の店頭回収を推進・拡大するように働きかけていく。

また、個別にごみの減量化や資源化に取り組んでいる企業については、活動内容を本市の広報等々を活用し、市民へ啓発することを検討する。



施策3 事業系ごみの指導強化

市内の事業者を対象に、ごみの減量化や資源化に対する意識の向上を図る取組の検討を行う。特に、多量の事業系ごみを排出する事業者に対する指導を強化する。

施策4 各種講習会の開催

事業者に対し、ごみの減量化に関する講習会の開催を計画することにより、事業者へのごみの減量化への取組を広報する方針とする。

あわせて、許可業者に対する講習会を実施することにより、収集運搬の適正化を周知徹底する方針とする。

施策5 事業系ごみの展開検査

許可業者の収集車両に対して、組合にて抜き打ちで収集車のごみを一旦降ろさせ、不適物が混入していないか確認をする展開検査を実施している。本検査により、搬入されたごみに不適物等の混入が認められた許可業者に対して指導を行っていることから、こうした取組を継続する。

あわせて、必要に応じて展開検査の頻度を増やすこと等も検討する。



3 行政の取組

施策1 リサイクル製品の積極的な利用

本市も事業所と位置付けし、紙類や事務用品等は、グリーン購入法にもとづいたリサイクル品を積極的に利用していく。また、市民・事業者に対しても積極的なリサイクル品の利用を啓発する。



施策2 難再生古紙のリサイクルの推進

機密書類等を裁断したシュレッダー屑は、リサイクルが困難なものであったが、近年の技術の進歩により、リサイクルが可能となっていることから、難再生古紙のリサイクルを進めていく方針とする。

施策3 助成事業の推進

ごみの減量化や資源化に有効な施策の一環となる生ごみ堆肥化容器等や集団回収への助成事業を行っていることから、今後も継続して実施するものとする。



施策4 ごみ減量サポーターの育成

地域住民に対し、ごみの出し方等の指導やごみの減量に関する知識を持ったごみ減量サポーターの育成を行い、ごみに関する関心を持つ人を増やしていく。あわせて地域の声を取り入れる窓口となってもらい、ごみ処理の施策に反映する仕組みづくりを検討する。



施策5 小型家電等のリサイクル推進

小型家電・パソコンのリサイクルについては、組合施設においてピックアップ方式で回収を行っており、レアメタルの回収を行っている。

また、令和3年度より事業者と連携協力協定を結び、小型家電の戸別回収を開始する。本市においては、こうした取組について市民に広報等を行っている。

引き続き、組合、構成市町との各種検討・協議を踏まえた上で、レアメタルの回収を推進する方針とする。

第5節 再資源化計画

ごみ処理に関する目標を達成するため、基本方針のもと、具体的に取り組む施策は以下に示すとおりである。

ごみの減量化及び資源化の推進

1 分別収集の徹底

施策1 資源物分別徹底の啓発

可燃ごみとして排出されたごみには、リサイクル可能な古紙類が多く混入しているため、こうした状況を本市のホームページや広報等を活用して情報発信し、市民に対して分別の徹底を図る方針とする。

また、ごみステーションに出されたごみについては、分別が悪い場合は、ごみ袋の収集を行わない等の措置についても今後検討を進めていく方針とする。

施策2 転入者・自治会未加入者等への啓発

賃貸住宅居住者や自治会未加入者に対するごみの減量や資源物の分別の周知が課題である。そのため、転入時の窓口での啓発や、不動産業者や管理者等を通じた分別の徹底を啓発する取組を進める方針とする。

また、介護事業者は、市民に代わってごみ分別をする場合があるため、分別方法等について指導していく。

2 リサイクルの推進

施策1 資源回収業者等の把握及び情報提供

事業系ごみは、事業者自身で資源化を推進する等の取組を行い、排出量の削減を図ることを原則とする。

本市では、事業者が自ら資源化を行うために必要となる古紙等を取り扱う資源回収業者等を把握すると同時に、こうした回収業者を事業者に紹介するための各種情報提供を行うシステムのあり方を検討する。

第6節 ごみ処理計画

適正な収集・運搬・処理・処分の継続及び構築

1 収集運搬計画

1-1 収集運搬量

家庭系ごみの収集運搬は、委託で行っている。ごみの減量化及び資源化の目標の達成によりごみ排出量は削減され、令和12年度において16,195t/年となる見込みである。

▼図表 3-37 収集運搬量

項目	単位	R2年度	R7年度	R12年度
可燃ごみ	t/年	14,126	14,095	14,082
不燃ごみ・粗大ごみ	t/年	492	495	494
資源ごみ	t/年	1,408	1,518	1,618
合計	t/年	16,026	16,108	16,195

1-2 収集運搬の施策

収集運搬に関する主な施策は、以下に示すとおりとする。

施策1 ごみ拠点回収施設の設置

資源回収を促進するため、各種資源ごみを回収できる拠点の設置を検討する。

施策2 収集運搬サービスの向上

ごみの収集運搬に関する市民サービスの向上手段としては、収集頻度や収集ステーション数を多くすること等が挙げられるが、これを実施した場合、収集運搬に関する費用負担が増えることとなる。

そのため、収集頻度は、これまでと同様の頻度で収集を行う方針とする。

一方で、新たな収集ステーションの設置は、市民の要望、収集運搬に関する市民サービスの維持、収集運搬の行政負担のバランスを考慮した上で、判断するものとする。なお、新たに設置した収集ステーションは、地域住民により維持管理を行うものとする。

施策3 福祉向上のための収集サービス

介護が必要な市民や障害のある市民は、通常のごみの排出が容易にできない場合もあることから、ごみ出しへの支援体制の構築が必要である。高齢者等を対象とした支援方法、支援体制の構築について検討する。



施策4 事業系ごみ搬入指導等

事業者が排出するごみは、廃棄物処理法第3条において「事業者自らの責任において適正に処理しなければならない」と規定されていることから、事業系ごみの搬入は事業者自らが行うか、あるいは許可業者により行われている。

本市及び組合は連携して、事業者に対して、ごみの発生・排出削減を指導すると共に、組合に搬入されたごみについては、必要に応じて展開検査等を行い、分別徹底を指導する方針とする。

また、ごみを多量に排出している事業者に対して、ごみの減量・再資源化等への意識向上を図ることを目的とした指導の強化のあり方を検討する方針とする。

なお、事業系ごみの収集運搬は、事業系ごみの排出状況と現存する許可業者の収集運搬状況をもとに許可を認めている。そのため、収集運搬の許可については現状を維持する方針である。

2 中間処理計画

2-1 中間処理量

中間処理量は、ごみの排出抑制の達成により減少する見込みであり、年間排出量は令和12年度において26,643t/年とする。

▼図表 3-38 中間処理量

項目	単位	R2年度	R7年度	R12年度
可燃ごみ	t/年	20,948	20,286	20,429
不燃ごみ・粗大ごみ	t/年	2,370	2,352	2,320
資源ごみ	t/年	3,436	3,563	3,711
合計	t/年	26,754	26,543	26,470

2-2 中間処理の施策

中間処理に関する主な施策は、以下に示すとおりとする。

施策1 既存施設の適切な維持管理を継続

可燃ごみ・不燃ごみ・資源ごみの中間処理は、溶融資源化センターとリサイクルプラザで行っている。

当施設では、今後も現状の処理体制を継続することにより、効率的な運営及び安定的な処理を維持していくものとする。

施策2 将来のごみ処理の方向性

組合のごみ処理施設は供用後16年以上が経過していることから、当施設の更新を視野に入れた検討を開始する時期を迎えている。

そのため、組合の将来的なごみ処理の方向性を定めるために、周辺自治体の動向調査や新技術の動向調査に対して協力していくものとする。

県の広域化計画や近隣自治体の動向も踏まえた上で、組合を構成する2市3町にとって最も適した処理体制の構築を図る方針とする。

3 最終処分計画

最終処分に関する主な施策は、以下に示すとおりとする。

施策1 最終処分量の削減

本市及び組合では最終処分場を保有していないことから、今後ごみの減量化や資源化を行っていくことにより、最終処分量の削減を図る方針とする。

第7節 ごみ処理施設整備

1 処理対象物

溶融資源化センター及びリサイクルプラザについては、将来的に更新する方針としている。

今後整備する施設における処理対象物は、以下に示すとおりとする。

▼図表 3-39 処理対象物

施設区分	処理対象物
エネルギー回収型廃棄物処理施設	可燃ごみ 破碎選別残渣 災害廃棄物
マテリアルリサイクル推進施設	不燃ごみ 粗大ごみ 資源ごみ (紙類、白色トレイ、布類、廃食用油、乾電池、缶類、 ビン類、ペットボトル、容器包装プラスチック等)

2 施設整備計画目標年度

施設規模を算定するための処理量として採用する計画目標年次は、「廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係る施設の構造に関する基準について（環整第 107 号厚生省環境衛生局水道環境部長通知）」において、『稼動予定年の 7 年後を超えない範囲内で将来予測の確度、施設の耐用年数、投資効率及び今後の施設の整備計画等を勘案して定めること。』とされているため、計画施設が供用を開始する令和 6 年度から 7 年後の令和 12 年度までの間で、最も処理量が多い令和 6 年度の値を採用した。

なお、平成 28 年度から令和 5 年度までの 8 年間は、施設整備に向けた各種調査・計画期間であるため施設規模の設定年度の対象とならない。また、ごみ排出量が最も少なくなる令和 12 年度の処理量で施設規模を設定した場合、令和 6 年度のごみを処理することができなくなるため、こうした値は採用していない。

3 施設整備基本方針

今後の施設整備基本方針は、以下に示すとおりとする。

- ・エネルギー回収型廃棄物処理施設の処理方式は、全連続燃焼式ストーカ炉式焼却炉とする。（令和 6 年度稼働の予定）
- ・マテリアルリサイクル推進施設（検討中）

第8節 その他

1 環境美化

環境にやさしいまちづくりを進めるため、市民等による散乱ごみの回収活動の活性化が必要であることから清掃ボランティアに対するごみ袋等の用具の提供及び清掃ごみの回収等、その活動を積極的に支援するものとする。

2 不法投棄の防止

空き缶やたばこのポイ捨て、不法投棄等の問題に対する市民・事業者・行政の3者による情報ネットワークの構築が必要となっていることから、情報共有のあり方について検討を行う方針とする。不法投棄対策としては、自治会や警察等の関連機関と連携し、パトロール等を継続して行う方針とする。

3 在宅医療系廃棄物対策

在宅医療の普及に伴い、在宅医療廃棄物が一般家庭から排出されるようになったことから、市として、在宅医療廃棄物の処理の在り方については、今後も引き続き検討していく必要がある。

4 災害廃棄物対策

大規模な震災や水害等の災害時においては、大量のがれきや家屋の廃材等の廃棄物や、道路網の損壊等によって収集が困難となる家庭ごみ、避難所から排出されるごみ等に対応していく必要がある。

具体的な対応方策については、「鳥栖市災害廃棄物処理計画（平成31年3月）」において示すものとする。

なお、今後、被害想定の見直しや、国が示す指針の改定などがあった場合には、適宜見直しを行う。